

総務部関係

- 1 国庫補助金等の情報収集に努め、全庁で情報共有できるしくみを作ること。各課は補助金等を積極的に活用し、自主財源の歳出軽減を図る事業推進に努めること。

<回答（申し入れ2ページ）総務部関係1>

県では持続可能な行財政構造を構築するため、行財政運営指針に基づき行財政改革に取り組んでおります。

同指針において、本県が必要とする事業を実施する上で活用可能な国庫補助金等は積極的に活用することとしており、予算編成に当たっては、国庫補助金等の活用など財源の検討を行っております。

国庫補助金等の情報については、地方公共団体の予算に計上される国庫補助金等について総務省がまとめた「地方公共団体補助金要覧」を各部局へ共有するとともに、特に地方創生推進交付金など部局横断的に活用する国庫補助金等については、要綱等を各部局に周知し、対象となる事業を照会した上で活用しております。

《財政課》

- 2 少子高齢化対策、地域交通対策等の必要財源を的確に把握し、これに見合う一般財源が確保できるよう要請すること。また、地方交付税の法定率の引き上げと税源移譲の促進など地方分権に寄与する適切な財政政策が講じられるよう要請すること。

子ども・子育て関連施策、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなどに的確に対応するための社会保障関係予算の確保に努めること。

<回答（申し入れ2ページ）総務部関係2>

本県としては、県開発促進協議会や全国知事会等を通じて、社会保障関係経費の増嵩や地方の実情に即した地域活性化の取組などの財政需要に対応するため、一般財源総額の確保・充実や地方税財源の充実を図ることについて、国に対し要請してきたところです。

本県の要望も踏まえ、令和7年度の地方財政対策においては、地方公共団体に配分される地方交付税総額が令和6年度に比べ0.3兆円増の19.0兆円確保されるとともに、臨時財政対策債は、平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額がゼロとなったところです。また、地方の一般財源総額は交付団体ベースで1.1兆円増の63.8兆円となったところです。

社会保障関係費については、国において、高齢化などに伴い令和6年度と比べ0.6兆円増の38.3兆円が計上されております。

本県においては、国庫補助事業や地域医療介護総合確保基金などを活用して、効率的かつ質の高い医療提供体制の確保や地域包括ケアの推進、子育て支援など社会保障の充実に取り組んできております。

今後とも、国の動向にも十分留意しながら、社会保障施策に係る予算の確保に努めてまいります。

《財政課，保健医療福祉課》

- 3 行政財産である建築物、住宅、学校、社会福祉施設、水道、生活排水処理施設などの耐震化、老朽化対策、長寿命化に必要な事業費を確保すること。老朽化対策に伴う各地域振興局の支所等の統廃合については、支所・駐在機関の果たす役割、感染症対策の地域拠点としての保健所の役割を認識し、さらに地域の実情、地方創生の観点等にも着目して総合的に検討し、拙速な統廃合を行わないこと。

< 回答（申し入れ 2 ページ）総務部関係 3 >

進
口
意

行政財産等の耐震化・老朽化・長寿命化対策については、引き続き、県開発促進協議会等を通じて、必要な事業費の確保を要請してまいります。
地域振興局・支庁庁舎の再整備に当たっては、駐在機関等について、将来の人口見込みや本所までの所要時間など区域の特性等を勘案しつつ、地元市等からの御見も踏まえ、統合・再編による行政サービスの影響を検証することとしております。
その際、保健所については、地域保健法により、所管区域は二次保健医療圏域と概ね一致した区域とすることが原則とされていることを踏まえ、現在の二次保健医療圏域と保健所の所管区域を比較しつつ、その役割を改めて検証することとしております。
《行政経営推進室，財政課，学事法制課，高齢者生き生き推進課，障害福祉課，生活衛生課，子育て支援課，生活排水対策室，住宅政策室，学校施設課，管財課》

- 4 県職員の賃金は、職務の級の最高号位に多くの職員が位置付けられていることから、最高号給を引き上げる方策や昇格に値する役職を増やすなど、職員のモチベーションが低下しないように職務職階級制度の運用の改善に努めること。会計年度任用職員のうち、長期間恒常的に任用している資格を必要とする職種については、基幹的業務として位置付け、任期の定めのない職員として採用すること。

< 回答（申し入れ 2 ページ）総務部関係 4 >

姿
ま
え
し

職員の給与については、これまでも人事委員会勧告制度を尊重するという基本姿勢に立って取り扱うとともに、地方公務員法に基づく職務給の原則の趣旨を踏まえて、適切に対応してきているところであり、今後とも同様の姿勢で適切に対応してまいります。
会計年度任用職員については、地方公務員法において一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職と定められており、その職務の内容や責任の程度は、常勤職員とは異なる設定となっております。会計年度任用職員の職については、個々の職務の内容や標準的な職務の量に応じて、それぞれ適正に設けているところであります。

《人事課》

- 5 安心して働ける職場環境の整備について
(1) 慢性的な超過勤務がある職場は、所属長などによる実態の把握・業務内容を精査するなどして原因を検証した上で、適正な人員配置・特定の職員への業務の偏りをなくすなどして改善を図ること。

< 回答（申し入れ 2 ページ）総務部関係 5 - （ 1 ） >

属 超過勤務の縮減については，所属長等による超過勤務時間の確認の徹底や各所
えるなど の実情に応じた独自の取組の推進のほか，業務の再配分や応援体制等を整
むと の対応を行っているところです。引き続き，超過勤務の縮減に積極的に取り組
めて ともに，毎年度の組織見直し等も通じて，業務量に応じた職員の適正配置に努
まいます。

《行政経営推進室》

- (2) メンタルヘルスになる主な原因に「職場での人間関係」や「職場環境・雰囲気」が考えられることから、職場ごとに分析し改善が図られるよう取り組むこと。加えて、ハラスメントは許されないものとして、庁内ガバナンスを徹底すること。

< 回答（申し入れ 2 ページ）総務部関係 5 - （ 2 ） >

その
共
に
繋
努
通
え、
働

メンタルヘルス対策については、全職員に対しストレスチェックを実施し、

分析結果を、課長等にフィードバックするとともに、分析結果の活用の好事例を共有しております。

また、臨床心理相談員等が常駐する職員健康相談を設置し、職員の心身の健康に関する個別の相談に応じることで、メンタル不調を早期に発見し、適切な対処にげるよう取り組んでいます。

ハラスメントの防止については、監督者の責務としてハラスメントの防止等に

めなければならないことを明確化した各種ハラスメントの防止等に関する規程に基づき、毎年度当初に各所属長等に対しハラスメントの防止と排除に努める旨の

知を発出しているほか、新任の課長・係長などの職位に応じて行う一般研修に加え、

全ての監督者を対象としたハラスメント防止等に関する研修を実施しているところです。

今後とも、あらゆる機会を捉えて、様々なハラスメントの防止等の対策について、

監督者をはじめ職員に対し、研修等を通じた周知・徹底を図るとともに、職員の

きやすい職場づくりに努めてまいります。

《人事課，総務事務センター》

- (3) 再任用職員や定年引上げ職員に対しては、個別に聞き取りするなど配慮に努め、中途退職に陥らないよう対策を講じること。

< 回答（申し入れ 2 ページ）総務部関係 5 - （ 3 ） >

方
意
置

定年引上げに伴い、健康上の理由や、人生設計上の理由等により、多様な働き

への二一ズが高まると考えられることから、自己申告票等による各職員の希望や

向を踏まえつつ、他方で職員の経験のほか、各所属における業務の状況、人員配

の必要性等を総合的に判断して、適切に対応してまいります。

《人事課》

- (4) 労働環境に係る労働安全衛生法令を遵守し、職員にとって働きやすい職場の整備に努めること。

< 回答（申し入れ 2 ページ）総務部関係 5 - （ 4 ） >

し、
定
管

労働安全衛生法に基づき、原則として、衛生委員会及び安全衛生委員会を設置

職員が健康で安全かつ安心して仕事が行えるよう、年間の事業実施計画を定め、

定期的に委員会を開催しています。同委員会においては、作業環境が良好か、健康

理に適切に取り組んでいるかなどを確認し，働きやすい職場の整備に努
めていると
ころであります。

《総務事務センター》

- 6 道路の維持管理業務における民間委託は、これまでの委託費と実績を分析し、地域ごとに直営と民間委託での費用対効果の検証を行うこと。研究業務における現業職員の存在の可否についても職場ごとの検証を行い、研究員への業務負担増、県民サービスの低下につながらないよう必要な対策を講じること。

<回答（申し入れ 2 ページ）総務部関係 6 >

道路の維持管理については，民間委託へ順次移行し，平常時の定期的なパトロールによる草木伐採や補修作業，緊急時の倒木等の除去作業など，通年的・機動的に対応しているところです。
今後とも，適切な維持管理を行ってまいります。
また，現業業務については，限られた人員を，職員が実施すべき分野への集中的な配置を図る必要性には変わりがないため，規定の方針に沿って見直しを継続することとしており，見直しに当たっては，業務が円滑に実施されるよう留意するとともに，引き続き，業務執行体制の状況を把握しながら，必要な行政サービスの提供・充実に努めてまいります。

《行政経営推進室，監理課，道路維持課》

- 7 指定管理者制度の実施は、各施設等の担当課において積算根拠を明確にした上で、物価高騰を勘案し適切な額を設定すること。

<回答（申し入れ 3 ページ）総務部関係 7 >

指定管理料については，基本協定書の規定に基づき，年度ごとに，指定管理者と協議のうえ，年度別協定により定めることとしており，各施設等の担当課において，直近の管理運営経費や利用料金収入の実績等を踏まえて，事業計画書や収支予算書等を基に，この協議において近年の物価高騰についても勘案し，積算しているところです。

なお，指定管理制度の適切な運用のため，指定期間中に急激な物価高騰など指定管理料の算定基礎とした要素に著しい変動があった場合は，指定管理者と協議し，指定管理料の見直し等の対応を行なうこととしています。

《財産活用対策室》

- 8 都市部への進学は保護者の負担が大きく、地元の大学の存在は重要である。地元での進学先をどう確保するか、という観点からも県立短期大学の充実が求められている。

魅力ある県立短期大学に向けて、有識者を交えての「魅力ある県立短期大学づくり検討委員会」を開催しているが、卒業生、高校生、保護者に加えて教職員の意見の聴取が不十分であるとの指摘がある。県立短期大学の四年制化も選択肢に入れ、県民に選ばれる魅力的で持続可能な高等教育機関として、そのあり方に広く県民の声を反映させるよう努めること。

< 回答（申し入れ 3 ページ）総務部関係 8 >

県立短期大学については、例年、入学者の 9 割以上が県内出身者であり、卒業生の就職先の概ね 8 割が県内であるなど、公立の短期大学として地域の教育ニーズに応えるとともに、若年者の県内定着に極めて高い貢献をしていると考えています。

また、県内の四年制大学や他県の公立の四年制大学の状況を踏まえると、県立短期大学を四年制化した場合には、今後更なる若年者の人口減少が見込まれる中において、入学者の県内出身者の割合や卒業生の県内就職の割合が現状よりも低下し、若年者の県内定着にマイナスの影響が生じることが懸念されるところです。

このようなことから、設置者である県としては、今後とも将来の鹿児島を支える人材育成の場として、更に魅力ある県立短期大学を目指していくこととしており、県立短期大学の四年制化については、現時点では考えておりません。

他方で、今後、少子化の更なる加速が見込まれる中において、どのように将来にわたって魅力ある県立短期大学をつくっていくかは重要な課題であると認識していることから、本年度、更に魅力ある大学づくりに向け、有識者で構成する「魅力ある県立短期大学づくり検討委員会」を設置し、短期大学であることを前提に、県内産業界や高校生、高校の進路指導担当者、県立短期大学の在校生を対象に実施したアンケート等を踏まえ、時代の要請に対応した教育内容の更なる充実などについて検討を行っているところであり、令和 6 年度末には魅力ある県立短期大学づくりに向けた提言を取りまとめたこととしています。

令和 7 年度においては、提言の内容を踏まえて、設置者である県と県立短期大学が一体となって、具体的な取組について検討を進めてまいりたいと考えております。

《学事法制課》

男女共同参画局関係

- 1 世界経済フォーラムによるジェンダー・ギャップ指数2024の日本の順位は146力
国中118位（前年125位）、また都道府県版ジェンダー・ギャップ指数による鹿
児島県の順位は、4分野中3分野（政治・行政・教育）が顕著に低い。それぞれの
項目につき課題を把握し、第4次鹿児島県男女共同参画基本計画を着実に推進
すること。国連の女性差別撤廃委員会（CEDAW）からの日本の女性政策に対する最
終見解の勧告を踏まえ、リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツの促進等基本
計画の目標にない課題にも積極的に取り組むこと。また、高等教育への進学率の低
さの是正に取り組むこと。

< 回答（申し入れ4ページ）男女共同参画局関係1 >

第4次県男女共同参画基本計画の着実な推進については、引き続き、副知事を
本部長とする男女共同参画推進本部において、都道府県版ジェンダーギャップ指
数における課題を共有しつつ、同計画に掲げられた各部局が所管する関係施策の
進捗状況の確認及び改善・見直し等を行いながら、各部局の相互連携のもと、総
合的かつ計画的な取組に努めてまいります。

また、リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツについては、同計画に掲げ
られた重点目標3「生涯を通じた健康支援」に基づき、妊娠・出産等に関する健
康支援と性に関する正しい理解の促進に取り組んでまいります。

なお、国連女性差別撤廃委員会が日本政府に対して行った勧告については、国
において検討が行われるものと考えており、県としては、その動向等を注視しつ
つ必要な対応を検討してまいります。

令和5年3月の県内の高校を卒業した女子生徒の四年制大学への進学率が、全
国最下位であり、男子生徒についても同様の傾向ですが、男女の差はほとんど見
られないところです。

背景としては、本県の高校卒業者の進路状況として、全国に比べ、男女ともに
専門学校への進学や就職を選択する割合が高いことが挙げられます。

進学率については、それぞれの生徒の進路選択の結果でもあり、高校卒業後の
進路については、就職であっても、大学や短大あるいは専門学校への進学であっ
ても、誰もが自らの個性と能力を発揮して、主体的な生き方を選択することが重
要であると考えています。

《男女共同参画室，高校教育課》

- 2 市町村における男女共同参画推進条例の制定や管理職（課長相当職以上）・審議
会等委員への女性の登用について、県全体で取組が前進するよう支援・助言を積極
的に行うこと。

< 回答（申し入れ4ページ）男女共同参画局関係2 >

市町村における男女共同参画の取組については、引き続き、各種会議や研修な
ど様々な機会を通じて、必要な助言や情報提供等を行いつつ、関係条例の制定等
を促進してまいります。

《男女共同参画室》

3 定 「県女性活躍推進計画」の期間終了が令和7年度にせまっている。新たな計画策

に向け、現行計画の課題の洗い出しを行った上で、より加速度的・多面的に、処遇改善を含めた数値目標を再検討し、推進を加速すること。一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした「えるぼし」認定の促進や、企業が積極的に女性の活躍推進に取り組むインセンティブを設けるなど計画の実効性を高める施策を検討すること。

< 回答（申し入れ4ページ）男女共同参画局関係3 >

県では、令和10年3月までを計画期間として令和5年3月に策定した第4次県男女共同参画基本計画の重点目標2「誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境整備」を県女性活躍推進計画に位置付けております。

次期基本計画策定の際には、その前年度（令和8年度）に実施予定の県民意識調査や企業実態調査、現計画の中間評価の結果のほか、国の計画等を参考に抽出した新たな課題等を踏まえ、数値目標を含め必要な見直しを行うこととしており、

女性活躍推進の加速化に係る取組についても、その中で検討してまいります。

企業における女性の活躍推進のため、現計画において「ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合」、「事業所における男性の育児休業取得率

」

及び仕事と子育ての両立支援に取り組む「かごしま子育て応援企業の登録数」を数値目標に掲げているところであり、新たな計画策定に当たっては、数値目標の見直しを行う予定です。

また、経営者や人事労務担当者等を対象に、育児休業制度や共働き・共育て等に関するセミナーを開催し、経営者等の理解促進に努めるとともに、長時間労働の是正や柔軟な働き方がしやすい環境整備などに取り組む県内企業等を、「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定しており、今年度からは、新たに、男性の育児休業の取得率が50パーセント以上であるなど、特に男性の育児休業促進に力を入れて取り組んでいる企業を、かごしま「働き方改革プラス共働き・共育て」推進企業として認定しているところです。

国における両立支援の認定制度等についても、労働局と連携して、経営者等を対象としたセミナーや広報誌「労働かごしま」を通じて周知を図っているところです。

また、県建設工事入札参加資格の格付に関する総合点数や総合評価落札方式の評

価項目において、女性活躍を推進する取組に対してインセンティブを設けています。

令和7年度からは、新たに総合評価落札方式において「えるぼし」の認定企業や「鹿

児島県女性活躍推進宣言登録企業」を加点の対象とすることとしています。

《男女共同参画室、雇用労政課、監理課》

- 4 困難な問題を抱える女性の支援法の施行にあわせ、一時保護の要件の見直しなど、支援対象者に寄り添った支援の在り方を見直すこと。それぞれの部局にまたがる支援制度を、Webサイト上の案内や電話応対など、相談者の目線からわかりやすく相談しやすい体制に整えること。女性相談支援センターや男女共同参画センター、配偶者暴力相談支援センター等各機関の人員体制の補強整備、処遇改善および関係機関との連携強化に努めること。

< 回答（申し入れ 4 ページ）男女共同参画局関係 4 >

支援対象者に寄り添った支援については、市町村や関係民間団体等で構成する支援調整会議において、切れ目のないきめ細かな相談支援の在り方について検討を進めてまいります。

相談者に分かりやすい相談体制については、県ホームページにおける「困難な問題を抱える女性への支援」のページに、各部局の相談窓口を記載する等の見直しを検討してまいります。

相談支援機関の人員体制等については、相互の連携の強化や相談員の資質・スキルの向上等に努めつつ、相談件数の推移等を注視しながら、必要な検討をしてまいります。

《男女共同参画室》

- 5 悪徳商法や詐欺の手口は、年々複雑化・巧妙化が増している。消費生活センターにおける消費生活相談員は、消費生活相談員資格（国家資格）が必要で、日々情報収集等の研修や自己研鑽に勤しんでいる。しかし地方消費者行政推進交付金の終了により消費生活相談員が減員されサービスの低下が懸念される。県の責任で消費者行政の財源を確保し、機能強化を図ること。

< 回答（申し入れ 4 ページ）男女共同参画局関係 5 >

に
政
ス
センタ
一による市町村への助言等に努めてまいります。

消費者行政の財源確保については、引き続き、県開発促進協議会等を通じて国に対し、地方消費者行政強化交付金の補助率の嵩上げや用途の拡充など、必要な財政措置等を要望してまいります。

また、消費者行政の機能強化については、引き続き、消費生活相談員の資質・スキルの向上等を目的とした研修会の開催等に取り組むとともに、県消費生活センター

《消費者行政推進室》

- 6 令和 4 年 3 月に制定された「鹿児島県人権尊重の社会づくり条例」、「鹿児島県人権教育・啓発基本計画（2 次改定）」の着実な推進を図るため、人権教育については、関係部局と連携し、あらゆる機会をとらえて、研修や授業を行うこと。

< 回答（申し入れ 4 ページ）男女共同参画局関係 6 >

尊
づき、
め
て
い
る
と
こ
ろ
で
す。

県においては、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指して、「県人権尊重の社会づくり条例」及び「県人権教育・啓発基本計画（2 次改定）」に基づき、県民、事業者及び市町村と連携協力しながら、関係施策の推進に努めているところ

行
っ
て
い
る
と
こ
ろ
で
す。

また、学校、企業、団体等が主催する研修会等に講師を派遣するなどの取組も

学校においては、人権に関する知的理解深化と人権感覚の涵養を基盤として、
自 分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身に付け実践行
動 にまで高められるよう資質・能力の育成に努めております。
県としては、人権を取り巻く社会情勢や令和５年度に実施した「人権
についての
県民意識調査」の結果等を踏まえ令和６年度中に３次改定を行う「県人権教育・
啓 発基本計画」に基づき、関係部局と連携しながら、人権教育・啓発活動を推進
して まいります。

《人権同和対策課，人権同和教育課》

７ 引きこもり支援について、不登校児童生徒や若者に対して不足している居場所
づくりや相談支援体制をさらに拡充すること。また、中高年の引きこもり者の孤立
化・困窮化を防ぐために、相談体制の充実、特に家族に対する支援、居場所の確保
や焦らず着実な就労支援など、民間を含めた関係機関と緊密に連携しながら複合的
な支援に取り組むこと。

< 回答（申し入れ５ページ）男女共同参画局関係 ７ >

ひ きこもり対策の推進については、かごしま子ども・若者総合相談センター（
ひ きこもり地域支援センター）において、関係機関と連携を図りながら地域の居場
所づくりに取り組むほか、相談対応，専門機関の紹介，ＮＰＯ法人への委託によ
る訪問支援，研修会等を行っています。
また、身近な地域において相談し支援が受けられるように、全ての市町村にも
ひきこもりの相談窓口を設置するなど、相談体制の充実を図っています。
ひきこもりの方々の困窮化に対しては、生活困窮者自立支援制度の家計改善や
就労に関する相談窓口を設置しており、相談支援などを行っています。
また、就労を希望しながら様々な事情により就職活動を行えていない長期無業
者を対象に、専門窓口を設置し、就労促進及び就労定着に向けたきめ細やかな支
援に引き続き取り組んでまいります。
なお、困難を抱える子ども・若者が県内各地域で必要な支援が受
けられるよう、
県内各地域で子ども・若者への相談支援活動に取り組む団体等の活動を促進
し、「か
ごしま子ども・若者総合相談センター」や他の相談機関等との連携体制の拡充に
取 り組んでいるところです。
フリースクール等への支援については、「こどもの居場所に関する実態調査」
の結果を踏まえ、庁内関係課や教育・福祉の関係機関とも連携して、
フリースクール等に関する支援のあり方について検討してまいります。

《障害福祉課，社会福祉課，雇用労政課，子ども福祉課》

８ フードバンクは、食品ロス削減のみならず、生活困窮者支援・孤独孤立対策
からも重要な役割を担う。フードバンク活動団体の課題としては、物資供給元の確
保・保存場所・保存庫（冷蔵・冷凍）の整備・運搬手段・仕分けや配布のための人
手などが挙げられる。また、他地域団体との情報共有や、支援対象者を行政
サービスに繋ぐといった関係機関との連携も欠かせない。金銭的な支援や国の補助
事業等のアシストとともに、廃棄されようとしている食品と食品を求める困窮者
とを繋ぐシステムづくりが一番の課題であるため、県が主導して、活動の認知度の
向上と食品提供事業者とフードバンクの橋渡し・県内のフードバンク活動団体の取
りまとめを急ぐこと。

等
口
理
して、
及
組

< 回答（申し入れ 5 ページ）男女共同参画局関係 8 >

フードバンク活動については、食品ロス削減はもとより、生活困窮者への支援の観点からも有意義な取組であると考えており、県としては、引き続き、県食品ロス削減推進計画に基づき、関係部局連携のもと、消費者及び食品関連事業者等の解促進に努めてまいります。併せて、把握した県内のフードバンク団体に対して、国の補助事業の情報提供等を行うとともに、県ホームページ等を通じて、消費者及び食品関連事業者等に情報発信を行うなど、フードバンク団体の活動支援に取り組んでまいります。

《消費者行政推進室》

- 9 県における刑法犯の検挙者のうち約半数が再犯者である。地域とのつながりを持てるよう居住支援を強化すること。就労の確保については、多様な業種に雇用してもらうためのインセンティブを検討すること。高齢者又は障害者等への支援のために、民間を含めた関係機関等との連携強化、相談支援体制の整備を行うこと。また、加害者家族支援・加害者更生プログラムについても研究検討し、第2次鹿児島県再犯防止推進計画であげられた課題に全力で取り組むこと。

< 回答（申し入れ5ページ）男女共同参画局関係9 >

推
連
了

るととも

のよ

強

活

などに

再犯防止の推進については、令和6年3月に策定した第2次鹿児島県再犯防止

推進計画に基づき、鹿児島保護観察所、県地域生活定着支援センター、県保護司会

合会及び市町村等の関係機関・団体、並びに庁内関係各課と連携して、刑期を終

了した者等の就労・住居の確保や保健医療・福祉サービスの利用の促進を図

ることも、居場所づくりや県民の理解の促進に努めるなど、再犯防止等に関する施策

のより一層の推進に努めてまいります。

具体的には、居住支援法人や不動産事業者等との連携による居住支援の強化、

力雇用主の開拓・確保への支援と農福連携の推進等による就労の確保、県地域生

活定着支援センター等の多機関・多分野協働による包括的相談支援体制の整備

などに取り組んでまいります。

また、加害者家族支援や加害者更生プログラムについては、国の動向や他県の状況等も注視しながら、その内容や導入の在り方について研究してまいります。

《青少年男女共同参画課》

総合政策部関係

- 1 全国知事会は「米軍基地負担に関する提言」を国や在日米国大使館に、2度提出しているが、提言内容が実現したとは言い難い。馬毛島整備や特定利用空港・港湾などの指定が進められる本県の知事として、日米地位協定の抜本的見直しなど、米軍基地負担の軽減へ向け、引き続き全国知事会において取り組むよう、リーダーシップを発揮すること。

<回答（申し入れ6ページ）総合政策部関係1>

県としては、全国知事会を通じて、国に対し、日米地位協定を抜本的に見直すことなどに取り組むよう提言しているところであり、提言内容の実現について、引き続き全国知事会を通じて取り組んでまいります。

《総合政策課》

- 2 馬毛島の自衛隊基地建設計画が当初計画より、3年遅れて令和12年3月末の予定とされたが、工事の長期化により隣接する種子島での住民生活や島の産業に与える影響が甚大となっている。県として、地価・家賃高騰、第一次産業従事者の人材確保、交通量増加・事故や犯罪の懸念など、地元市・町とも十分協議の上、国に対して個別具体の対策を早急に求めること。

<回答（申し入れ6ページ）総合政策部関係2>

馬毛島における自衛隊施設の整備等については、今後とも、地元市町との連絡会や関係機関・団体からの情報収集などを通じて、住民生活、地元経済への影響など懸念される事項の把握に努めるとともに、住民の安心・安全が確保されるよう、必要な対応を国に求めるなど、しっかりと取り組んでまいります。

《総合政策課》

- 3 交通事業者から県立高校で運行するスクールバスの廃止や路線バスの減便・廃止の検討・運行終了等が示されるなど、厳しい環境にある公共交通の維持・移動手段確保は喫緊の課題である。地域公共交通計画を策定したものの、具体性にかけており、交通事業者など地域の多様な関係者と連携し、本県の実態に即した持続可能な公共交通の維持が図れるようにすること。また、関係機関や事業団体等と連携し、交通運輸産業における人材確保に向けた施策を進めること。

<回答（申し入れ6ページ）総合政策部関係3>

県では、持続可能な公共交通を実現するため、地域公共交通計画に基づき、広域的・幹線的なバス路線に対し、国と連携して運行費等の支援を行うとともに、国庫補助の要件を満たさない路線バス等に対し、市町村と連携して運行費等の支援を行っています。

また、人材確保に関しては、事業者に対し、採用活動や運転手の資格取得に係る費用の助成や、市町村職員に対し、地域公共交通に関する研修会を開催するなどの取組を進めているところです。

県としては、引き続き、関係機関と一体となって地域公共交通の維持・確保に努めてまいります。

《交通政策課》

- 4 生活物資の多くを島外からの移入に頼っている離島では、昨年の台風6号で、海上輸送や空の便がストップし、ガソリンや医薬品等の不足が発生したように、住民生活を維持するための生活物資のストック機能の強化が求められている。冷凍・冷蔵機能を備えた施設の整備、血液製剤を含め医薬品の確保など十分な対策を講ずること。

< 回答（申し入れ6ページ）総合政策部関係4 >

離島における生活関連物資の備蓄体制の強化等については、市町村における検討を促進するため、参考となる情報の提供や、国の交付金の活用についての助言を行っており、引き続き、市町村等と連携し、地域の実情に応じた備蓄設備等の整備を促進してまいります。

院 医薬品等については、これまで台風が接近する際は、各医療機関に対し、「病
防災マニュアル」等に基づき必要な医薬品等を確保するよう注意喚起を行ってきたところでは。

また、血液製剤については、県赤十字血液センターから直接医療機関へ供給されることになっており、台風が接近する際には、同センターから事前に医療機関へ、通常よりも多く在庫を確保するようお願いしているところでは。

引き続き、各医療機関に対し、台風など悪天候が予想される場合には、注意喚起を行い、医薬品等の不足が生じないように努めてまいります。

《離島振興課、薬務課》

- 5 小水力やバイオマス、地熱発電など地産地消可能な再生可能エネルギーを促進するために、かごしまグリーンファンドの推進等、自立・分散型エネルギー導入支援を促進すること。また、蓄電池を併設した再生可能エネルギー事業所の目標数を設置し、市民と自治体との再生可能エネルギー事業を促進すること。

九州電力に対して蓄電能力を増やすよう要請するとともに、送電網の回線開放数を増やし再生可能エネルギーの比率を増やすよう要請すること。大規模太陽光及び風力発電事業については、その立地条件を詳細に調査した上で、地域住民の住環境破壊につながらないように配慮すること。

< 回答（申し入れ6ページ）総合政策部関係5 >

再生可能エネルギーの導入促進については、「再生可能エネルギー導入
ビジョン

2023」に基づき、地熱発電、小水力発電及びバイオマス発電の基本設計等に
対

する支援など導入促進のための条件整備、再エネ設備と蓄電池を併用し、特定
の工

エリア内で電力を地産地消するマイクログリッド等の先進的取組や、自家消費型発
電

設備・蓄電池の導入を行う民間事業者に対する支援を行ってまいります。

なお、かごしまグリーンファンドについては、ファンドの設立目的である鹿児島県の地域特性を生かした再生可能エネルギー事業等の支援による地域の活性化が図られたことから、令和6年6月28日に解散したところでは。

送電網の開放等については、系統制約の解消や出力制御の実施が低減
されるよう

蓄電システムの構築など調整力の確保を最大限加速することについて、県開発促
進

協議会等を通じて、国に要望してまいります。

安 風力発電を含む再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や環境への影響、
全面・防災面等に対する地域住民の懸念が顕在化していることから、再生可能

工ネ ルギーと地域との共生を図るため、地元自治体の意見が適切に反映される仕組

みを

早期に構築することを，全国知事会等を通じて国に要望してまいります。
《エネルギー対策課》

観光・文化スポーツ部関係

- 1 県の基幹産業である「観光関連産業」の従事者の処遇改善は、人材流出を防ぎ、担い手不足を解消し、県民所得の向上、人口減少対策に資するものである。「観光立国推進基本計画」の戦略のひとつである持続可能な観光地域づくりの推進による従事者の待遇改善を、現在策定中の次期鹿児島観光振興基本計画に位置付けること。

<回答（申し入れ7ページ）観光・文化スポーツ部関係1>

令和7年度からの5年間の新たな観光振興基本方針の策定に当たっては、同骨子案において、「持続可能な観光地域づくりの推進」，「観光地域の高付加価値化」を新たに基本的施策に追加したところであり、観光地域の高付加価値化を促進し、収益力・生産性の向上を通じた、設備投資の増加、従業員の待遇向上に繋がるものと考えております。

《PR観光課》

- 2 全ての観光客がストレスなく快適に観光できる環境の整備は、県民生活にも資するものである。公共施設等のバリアフリー化や無料公衆無線LAN環境、わかりやすい案内標識等の整備等、引き続き強力に促進すること。
特に公共交通機関については、県民からも利用しにくいと声が上がっている。各事業者と協力し一致団結して、Web上の案内や乗り場案内・時刻表などわかりやすく利用しやすい公共交通機関づくりに全力を挙げること。

<回答（申し入れ7ページ）観光・文化スポーツ部関係2>

全ての観光客の受入環境の整備については、車椅子やベビーカー等でも利用しやすい遊歩道やトイレなど公共施設等のバリアフリー化や観光地の実情を踏まえた案内情報の更新や案内板の多言語化など親切で分かりやすい案内標識の整備等による情報提供などにより受入環境の質の向上を図ってまいります。

わかりやすく利用しやすい公共交通機関づくりについては、県では、県内の路線バス・コミュニティバスについて、バスダイヤやバス停の位置情報を国際的な共通フォーマットに電子データ化（GTF S化）し、Google Map等の検索エンジン掲載する取組を進めております。

また、九州が一体となって、アプリを使って複数の交通サービスの経路検索・予約・決済等を一括で行い、住民や観光客などの移動円滑化や異分野との連携を官民連携で取り組む九州Maasへの参画等を通して、路線バス1日フリー乗車券などのデジタルチケットの造成の調整に取り組んでいるところです。

県としては、引き続き、関係事業者等と連携しながら利用しやすい公共交通の充実に取り組んでまいります。

《PR観光課,交通政策課》

- 3 訪日外国人獲得のため、YouTube・Instagram等へPR展開するためのストーリー性のある動画を作成するとともに、安心して鹿児島を周遊できるよう、通訳ガイドなどの人材育成やWeb上の観光案内など受け入れ態勢を充実させること。

<回答（申し入れ7ページ）観光・文化スポーツ部関係3>

訪日外国人獲得については、本県の多彩な魅力を国内外へ広く発信するため、鹿児島県民の個人ストーリーを通じて特産品・伝統的工芸品・食文化などを英語で紹介する動画を作成し、YouTubeで発信しております。

今後とも、外国人観光客の誘客を図るため、本県の多彩な魅力をSNS等を活用し、情報発信するとともに、国内在住の外国人等インフルエンサーを活用し、空港からのアクセスや県内での移動手段など、日本在住だからこそ伝えられる、よりリアルな旅行情報等について情報発信を行うなど、本県の更なるイメージアップや認知度向上を図ってまいります。

また、訪日外国人が安心して鹿児島を周遊できるよう、資格取得を促進するセミナーの開催や有資格者等のスキルアップ研修の開催など通訳ガイドの人材育成などにより受入体制の充実を図ってまいります。

《PR観光課》

- 4 大型クルーズ船等の受入れについては、限られた滞在時間中、多様な鹿児島の魅力に触れることができるよう、受け入れ地域と連携して寄港地観光メニューのさらなる造成に取り組むこと。また、渋滞解消にも資するよう、フェリーや高速船、浮桟橋の活用など交通網の整備を図り、県内の回遊性を高めること。

<回答（申し入れ7ページ）観光・文化スポーツ部関係4>

大型クルーズ船の受け入れについては、地元自治体や関係者等とも連携を図りながら、寄港地ツアーの広域化に取り組んでいます。

引き続き、本県の豊富な観光資源を楽しんでいただけるような船舶を活用して大隅半島を巡るツアーや、新幹線を活用して出水を巡るツアーの造成などの取組を進めるとともに、世界遺産クルーズの推進など、離島へのクルーズ誘致にも取り組んでまいります。

鹿児島港については、臨港道路鴨池中央港区線の整備を進めているところです。

また、マリンポートかごしまなどに浮桟橋を整備したところであり、クルーズ船観光客の円滑な移動を図り、クルーズ船寄港の経済効果を県内各地へ波及

させるた
めの船舶による海上二次交通対策として、また、錦江湾遊覧などに活用
いただいて
いるところです。
加えて、マリンポートかごしまにおいては、より大型の船舶が係留
できるよう、
港湾計画の見直しを行い、さらなる海上二次交通の環境整備を進
めることとしてお
ります。

《P R 観光課・港湾空港課》

- 5 旧集成館・関吉の疎水溝・寺山炭窯跡などの明治日本の産業革命遺産群と併せ、
歴史観光拠点として黎明館と御楼門をはじめとする歴史・文化ゾーンに、大型
クルーズ船等から降りた観光客を誘導する仕組みを整備すること。

ターミ
ナル等
情
報発信
観
め
分
度
のた
め
した
ところ
です。

＜回答（申し入れ7ページ）観光・文化スポーツ部関係5＞
産業革命遺産群と歴史・文化ゾーンへのクルーズ船客の誘導については、
ターミナル等にポスターやパンフレットを配架して案内しているほか、SNS等による
報発信や旅行会社等にツアー先として提案等を行っているところです。
引き続き、これらの遺産等を観光資源として最大限活用し、国内外から多くの
観光客を呼び込めるよう、旅行エージェント等、観光業界との連携をより一層深
めるとともに、SNS等のさらなる活用により、遺産等の魅力をクルーズ船客等にも
わかりやすいような形で効果的に発信してまいります。
なお、歴史・文化ゾーンにおけるインバウンドや富裕層の誘客を見据え、今年
度国指定史跡「鹿児島城跡」や御楼門を活かした高付加価値型のコンテンツ開発
のための取組として、ディナーショー「鹿児島城跡 中秋の宴」を開催
したところです。

《P R 観光課，文化振興課》

- 6 貸切バスの燃料油補助は引き続き継続すること。また、バスガイドについては、
時期的な需要の偏りがあるため、閑散期の活用について観光ガイドでの活用など、
検討を進めること。引き続き、関係省庁・県観光連盟や県教育委員会等と連携し、
バスガイドの活躍の場である団体旅行の促進に取り組むこと。

< 回答（申し入れ 7 ページ）観光・文化スポーツ部関係 6 >

貸切バスの燃料油補助については，国の燃料価格激変緩和対策事業に連動する形で実施してきており，令和 7 年 3 月まで行うこととしているところです。

県としては，県開発促進協議会を通じて，原油価格高騰等の影響により厳しい経営状況にある観光関連事業者への支援について，国に働きかけているところであり，令和 7 年度以降については，国の動向を注視しながら，今後の継続を検討してまいります。

バスガイドの閑散期の活動については，バス事業者とも協議してまいりたいと考えております。

団体旅行の促進については，県，市町村，県観光連盟，観光業界等から構成される「観光かごしま大キャンペーン推進協議会」において，旅行会社等と連携して魅力的な旅行商品の造成を進めているところです。

教育旅行の促進についても，県，市町村，県観光連盟，観光業界等から構成される「鹿児島県教育旅行受入対策協議会」において，教育旅行の誘致セールス等の取組を行うとともに，教育委員会と連携し，県内学校に対する県内での教育旅行実施の働きかけも行っています。

今後とも官民一体となって，団体旅行の促進に取り組んでまいります。

《PR 観光課》

- 7 文化の薫り高い鹿児島形成事業の予算を拡充すること。霧島国際音楽祭については、より県民にとって身近で親しみやすく誇れる音楽祭になるよう、県民が触れる機会を増やすこと。また全国からの音楽ファンの観光誘致に活用すべく観光業界と連携すること。

< 回答（申し入れ 7 ページ）観光・文化スポーツ部関係 7 >

文化の薫り高いかごしま形成事業については，実施状況や専門家の意見等も踏まえ，必要な予算を確保できるよう努めてまいります。

また，霧島国際音楽祭については，友の会や地元の方々の意見等も聞きながら，内容の充実を図り，県民にとってより親しみやすい音楽祭となるよう努めてまいります。

併せて，県外から，より多くの誘客を図られるよう，観光業界と連携してPRを行ってまいります。

《文化振興課》

- 8 スポーツ・コンベンションセンターについては，県民が納得する体育館を整備すること。

< 回答（申し入れ 7 ページ）観光・文化スポーツ部関係 8 >

スポーツ・コンベンションセンターについては、総合体育館基本構想検討委員会を設置し、公開の場で御議論いただき、整備候補地が鹿児島港本港区エリアとされたことを受けて、基本構想案に盛り込んでほしい事柄等について、県民の皆様へ意見募集を行い、寄せられた御意見も踏まえ、基本構想案を作成しました。

その上で、パブリックコメントを実施し、再度、県民の皆様の御意見をお伺いし、県議会において議論、御了承いただき、令和 4 年 3 月に基本構想を策定しております。

その後、県の広報媒体を通じた情報発信を行うとともに、中心市街地や港湾の関係者、周辺の住民や企業・団体などへの説明を行い、同構想の内容の周知に努めてきており、引き続き、丁寧な説明に努めることとしております。

県としては、スポーツ・コンベンションセンターが、永年にわたり県民の皆様に親しまれ、誇りとなる施設となるよう、整備に向けた取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

《スポーツ・コンベンションセンター整備課》

環境林務部関係

- 1 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場については、県議会における情報公開と説明責任などの付帯決議を堅持し、県として安全性を確保した施設運営に責任を持つこと。

県内唯一の公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の設置趣旨や目的を逸脱するような、施設の運用（一般廃棄物の受入）は、もはや、計画期間の埋立容量（15 年間・60 万 t）に主眼が置かれ、県内の産廃施策にも支障が出てくる懸念を包含しており、土地の借用期間延長や埋立期間延長も検討した「総合的な勘案」が必要ではないか。また搬入関係自治体に対して指導・助言等を行い、本県の産業廃棄物行政にかかる計画の「見える化」に一層取り組むこと。

エコパークかごしまは、廃棄物 60 万トン を 15 年間で受け入れるという計画期間が残り 4 年となった。県からの借入金 59 億円に対し、昨年度初めて 2.45 億円の償還が行われたが、決算特別委員会で県執行部から、「今後、借入金 56 億円余の残債について全額償還は厳しい」という趣旨の発言があった。議会や県民に対する重大な背任行

為と受け止められることから、エコパークかごしまの経営問題や、償還計画についても県民の前に今後の見通しも含め公表すること。また、県環境整備公社の施設運営や搬入確保等の経営的発想を強力に指導・助言すること。

< 回答（申し入れ 8 ページ）環境林務部関係 1 >

薩摩川内市等からの一般廃棄物の燃え殻等の受入れについては、それぞれの地域における個別の事情や、エコパークかごしまの埋立容量などを総合的に勘案の上、対応してきたところです。

エコパークかごしまの埋立期間については、15 年間を前提としつつ、民間事業者による処分場の整備に向けた動きなども注視しながら、今後の管理型産業廃棄物の処理体制を勘案し、検討してまいります。

償還の今後の見通しについては、お示しできる時期も含め、検討してまいります。

引き続き、安心・安全を第一とした施設の運営や搬入量の確保に努めるよう、公社に対し求めてまいります。

《廃棄物・リサイクル対策課》

- 2 世界自然遺産屋久島の自然環境の維持と適切な入山規制や制限で持続可能な自然遺産の管理に努めること。一方、台風災害による縄文杉などの災害対策はもとより、登山道の整備や避難小屋改修・山岳トイレの充足が指摘されており、国・県・屋久島町と連携した管理を行うとともに、引き続き世界自然遺産奄美・屋久島のクルーズを含む周遊コースの開拓と、両世界遺産のブランド力アップに取り組むこと。

また、屋久島町が導入した「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金制度」の円滑な運用について適切な指導助言につとめること。

< 回答（申し入れ 8 ページ）環境林務部関係 2 >

屋久島の山岳部においては、国、県及び屋久島町が地元関係団体と連携して、主要な登山ルートを中心とした登山道やトイレなどの整備や、避難小屋の改修等を進めてきております。

また、観光振興策については、旅行会社等へのセールス活動などを通じて、2 つの世界自然遺産を P R するとともに、屋久島と奄美群島を結ぶ世界遺産クルーズなど、新たな周遊観光ルートの開発や旅行商品化に取り組んでいくところです。

屋久島山岳部の保全にかかる経費の財源対策については、関係機関と連携して、

屋久島町が導入した「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金制度」の円滑な運用を図ってまいります。

《自然保護課，P R 観光課》

- 3 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録から 3 年が経過した。今後世界自然遺産登録効果の有効活用、最大化を目指すことが求められるが、希少生物のロードキル対策や外来種駆除、継続的自然環境保全などの意義や価値を高めるためには、遊歩道（登山道）ゲートなどの老朽化対策や外国語表記の案内標識が足りない等、未だに多くの課題がある。特に今後、観光客の増加が見込まれることから、受け入れ体制の構築と合わせ、財源確保を図ること。また、保護と活用のあり方について認識を高めるべく啓発活動を継続すること。

< 回答（申し入れ 8 ページ）環境林務部関係 3 >

奄美の世界自然遺産については、引き続き、国、沖縄県、地元市町村等と連携して、世界自然遺産としての価値の維持、自然環境の保全と利用の両立のために、

希少野生生物の保護、外来種対策、保護上重要な地域における認定ガイド同行などの利用のルールづくり、自然に対する配慮の徹底、世界自然遺産奄美トレイル

の活用，地域住民向けの普及啓発など，必要な取組を進めてまいります。
《自然保護課》

- 4 平成29年12月に県議会が提案し制定した「かごしまみんなの森条例」の趣旨を活かし、森林資源の有する多面的機能の保全と森林資源の循環利用の促進など林産業の振興に努めること。

< 回答（申し入れ 8 ページ）環境林務部関係 4 >

森林資源の循環利用の促進等については，「森林資源の循環利用の促進に関するかごしま県民条例」の趣旨も踏まえ，担い手となる人材の育成，森林施業の集約化を図るとともに計画的な間伐や積極的な再造林の推進，人工林を針広混交林に誘導するための試験研究などにより，森林の循環利用を一層推進し，多様で健全な森林づくりに努めてまいります。

また，路網の整備や高性能林業機械の導入等による県産材の安定的・効率的な供給体制づくりや木材加工施設等の整備による木材産業の競争力の強化に努めるとともに，未利用間伐材等の木質バイオマスエネルギー源への活用や竹材等の消費拡大，付加価値の高い製材品等の輸出拡大などに取り組み，林業の成長産業化に努めてまいります。

《森林経営課，かごしま材振興課》

- 5 「鹿児島県森林・林業振興基本計画」における、令和10年の再造林計画目標、1200ヘクタールを達成するため策定した地域ごとの実施計画「未来の森林（もり）づくり推進プラン」を実効性のあるものとするため、推進体制を強化すること。国に対して、市町村とも連携し森林環境譲与税を有効活用した助成制度等の創設も視野に森林保全施策を講じること。また林業担い手の確保・育成に係る事業の充実と、賃金・労働安全衛生など就労環境の改善については、不断の努力を行うこと。

< 回答（申し入れ 9 ページ）環境林務部関係 5 >

再造林の推進については、森林所有者等が行う植栽などに対し、国庫補助事業等による助成を行っているほか、森林環境譲与税等を活用し、再造林に必要な優良苗木の安定的な生産・供給を図るため、苗木生産者の確保・育成に取り組むとともに、コンテナ苗生産施設をはじめとする優良苗木の生産体制の整備などに対して支援を行っているところです。

引き続き、国に対し、対策の強化や予算の確保等を要請するとともに、県森林

林業振興基本計画等を踏まえ、目標達成に向けて「造林・保育コストの低減」や「造林・保育に必要な労働力の確保・育成」、「優良苗木の安定供給体制づくり」

などの取組を一体的に進めてまいります。

また、林業担い手の確保・育成対策については、（公財）県林業担い手育成基金

などと連携しながら、各種研修の実施等による新規就業者の確保や林業就業者の技術力の向上を図るとともに、雇用環境の改善等を促進してまいります。

《森林経営課》

- 6 県土の保全、水源のかん養など全ての県民が享受している森林の有する多面的、かつ公益的な機能の重要性に鑑み、森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する財源である「森林環境譲与税」をさらに有効活用すること。

一方、「みんなの森づくり県民税」の用途にあたっては、活用可能な補助事業などの積極的導入を図り、真に対象外の事業に特化した事業を推進すること。伐採跡地における再造林作業の効率化と苗木運搬などの重労働を軽減化するため、県民税を充当して、県内の各森林組合や林業事業体に対しスマート機器（運搬用ドローンのリース等）を計画的に導入・常備する体制を構築し、利用は有料を基本とし官民を問わず再造林の一層の促進を図ることを提案する。

< 回答（申し入れ 9 ページ）環境林務部関係 6 >

森林環境譲与税については、制度の目的を十分に踏まえ、森林整備及びその促進に関する取組を行う市町村を支援するために活用することとし、効果的な事業の推進に努めてまいります。

みんなの森づくり県民税については、税の目的を達成するための施策のうち、国庫補助事業や森林環境譲与税等を活用して実施する取組を除くもので、個々の市町村でなく県全域で実施した方が効果発揮が期待される施策に活用することとし、効果的な事業の推進に努めてまいります。

また、再造林の効率化・軽労化については、国の交付金等を活用し、県内の森林組合や林業事業体が実施するドローンを活用した苗木運搬など再造林のスマート化による低コスト・省力化の取組を支援するほか、森林環境譲与税を活用し運搬用ドローンの導入等の作業効率化等に向けた取組への支援を行ってまいります。

《環境林務課，森林経営課》

- 7 「県公共建築物等木材利用促進方針」の活用目標や木造化基準に基づいて、全庁的な取り組みを積極的に進めるとともに、市町村や林業事業体、木材加工業者などと連携を図ること。また、木造ビルの建設に向けた直交修正板（ＣＬＴ）の実用化を推進するとともに、県産材の県外への販路拡大や付加価値の高い木材製材品の輸出国の開拓・販売促進を強化すること。

< 回答（申し入れ 9 ページ）環境林務部関係 7 >

県産材の利用拡大については、庁内各部局や市町村等と連携を図りながら、広く県民へ木の良さや県産材利用の意義についてＰＲを行うとともに、かごしま木の家づくりや公共施設を含む全ての建築物の木造化・木質化を推進します。

また、ＣＬＴやツーバイフォー工法部材の利用促進、付加価値の高い製材品等の輸出促進などに努めてまいります。

《かごしま材振興課》

- 8 本県では、再生可能エネルギー（太陽光発電・風力発電等）の立地計画が後を絶たず、近年の多様な災害が頻発する事態では、大規模な林地などの開発を伴う事業計画に対する近隣住民の被災意識が顕在化していることから、県が主張する「国の法改正や必要性を検討」などの悠長な姿勢は、県民の理解と説得力に欠ける懸念がある。今こそ、本県の台風常襲や豪雨頻発・シラス土壌などの立地環境を十分に加味し、県独自の規制を含む技術的指導と住民不安を払拭する「行政指導」の仕組みを持つ条例を制定し、開発と保全の適切な施策を構築すること。

< 回答（申し入れ 9 ページ）環境林務部関係 8 >

本県では、令和 5 年 3 月、再生可能エネルギー施策の指針となる「鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン 2023」を策定し、積極的な導入促進を図っています。

一方で、風力発電を含む再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や環境への影響、安全面・防災面等に対する地域住民の懸念が顕在化しており、再生可能エネルギー事業と地域との共生を図ることが課題となっていると認識しております。

再エネ施設の立地にあたっての同問題については、本県のみならず全国的に発生している状況であります。

仮に、自治体が独自の規制を設けた場合、各自治体で規制内容に差が生じることも想定され、県境をまたぐ同一事業計画などは隣県で取扱いが異なる可能性があるなど、事業者側が混乱する恐れがあります。

については、再生可能エネルギーと地域との共生を図るためには、まずは、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを早期に構築する必要があると考えられることから、全国知事会等を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

《エネルギー対策課》

- 9 宅地造成及び特定盛土等規制法（通称盛土規制法）が令和5年5月に施行され、本県でも法の施行を受けて基礎調査や規制区域の指定を行うとされている。全国的には、19自治体（15%）が区域指定を終えているが、本県では規制区域案すら公表されていない現状である。こうした条件整備を迅速化するとともに、開発関係者へ新規制法の周知はもとより、許可済の未着手事業などを含め、新規制法の指導や助言を徹底し事業地周辺住民の不安の払しょくに努めること。

<回答（申し入れ9ページ）環境林務部関係9>

盛土規制法への対応については、令和7年5月1日に鹿児島市を除く県内全域を規制区域に指定することを予定しており、盛土等を行う場合は、県知事の許可が必要となります。

このことから、規制の内容や許可申請の必要性などについて、広く県民や事業者へ広報・周知するとともに、許可基準に基づく審査や、許可後の完了検査等を実施する体制を構築し、市町村と連携しながら、盛土等による災害の防止を図ってまいります。

なお、中核市である鹿児島市においては、自ら規制区域を指定することとなります。

《建築課》

- 10 来春に開校予定の県林業大学校については、教育期間が1年と短く学生への負担が危惧されるが、カリキュラムなど綿密に構成し、学生の意見や教育環境（寮生活や学習環境・理解度など）定期的な意向確認など万全を期すこと。志願する学生の実態や県内の林業事業体や森林組合などの意向を捉えた「定数枠」など柔軟な対応を行うこと。

<回答（申し入れ10ページ）環境林務部関係10>

かごしま林業大学校については、学識経験者や教育関係者、林業経営者、行政関係者等で構成する「かごしま林業大学校運営協議会」を設置し、研修カリキュラムなどの検討を行っているところです。林業大学校の開校後は、運営協議会を毎年度定期的に開催し、研修内容や時間数、研修生の習得度、研修修了生の定着率向上のための取組等を検証しながら、研修生の実態や県内林業事業体などの意向を踏まえ、林業担い手として幅広い知識と技術を兼ね備えた安全意識の高い即戦力となる人材を育成してまいります。

《森林経営課》

- 11 馬毛島の環境影響評価の調査対象であるマゲシカ保全策の実効性が問われている。森林伐採によりマゲシカの餌場の減少等のリスクを考慮すれば、先の個体数増加の調査は国・県民からは不可解・不信とのそしりを招きかねないことから、環境影響評価準備書時の知事意見の実効性を高めるため、改めて、十分な調査を行うよう国に求めること。

<回答（申し入れ10ページ）環境林務部関係11>

県としては、国の調査手法については、環境影響評価書において専門家の意見を踏まえた上で採用されており、適切なものと考えているが、今回の個体数の推定結果は数値上増えているものの、予測については不確実性があるとされていることから、今後の調査結果の推移を注視してまいります。

《環境林務課》

- 1 2 猛毒のダイオキシンを含む 2、4、5 - T 系除草剤が、半世紀も前から 15 道県 42 市町村の山中に、計約 26 トン埋められたままになっている。本県においても、肝付町、湧水町、伊佐市、南九州市、屋久島町に今も尚、埋却状態であり、豪雨による土砂崩れなどの影響による流出が懸念されている。林野庁に対し、引き続き一刻も早い撤去を求めること。

< 回答（申し入れ 10 ページ）環境林務部関係 1 2 >

2、4、5 - T 系除草剤については、林野庁によると、県内 5 市町 6 か所の国有林等に埋設されており、所管の森林管理署等において立入禁止等の保全措置を講じるとともに、毎年 2 回の定期点検に加え、豪雨や地震等が発生した場合には臨時点検を実施されているところです。

林野庁では、埋設除草剤について撤去を念頭に取り組むとしており、令和 3 年度に全国のモデル地区を対象に技術的な調査事業を実施し、埋設物から安全に試料を採取して成分・濃度を分析する方法や、周囲に飛散させずに掘削処理する手法等を確認し、令和 5 年度から本格的に処理に着手したところです。

本県においては、これまでに、湧水町の埋設箇所において調査が行われ、周辺土壌のダイオキシン類濃度は環境基準値内であったことが確認されており、今後

産業廃棄物として処理する予定と聞いているところです。

県においては、林野庁に対し、本県内の埋設場所の適正な保全管理の継続実施

埋設された除草剤の撤去を含めた適切な対応などを求める要望書を提出しており、引き続き林野庁の動向を注視してまいります。

《環境保全課》

- 1 3 市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、区域内の一般廃棄物の処理を行わなければならないが、一般廃棄物処理施設はランニングコストの増や新・増改築に関する莫大な負担が財政圧迫の一因となっている。一方、一般廃棄物処理技術は民間を中心に技術革新が進んでおり、有機物を混同して投入し、短時間で高温・高圧蒸気で処理する技術や、家畜排せつ物の固形・水性肥料化などに効果的な処理過程で水素化合物を分離する技術など、脱炭素社会に適応した実証プラントも出現している。こうした民間技術や知見を最大限習得・研究して、自治体への指導・助言を積極的に進めること。

< 回答（申し入れ 10 ページ）環境林務部関係 1 3 >

一般廃棄物については、市町村それぞれの判断のもとに、処理や施設整備を行っています。県は技術的に援助を行う立場にあることから、市町村を対象とした研修会や協議会等の場を活用し、先進的な取組等の情報提供をしているところです。

今後とも、新しい廃棄物処理の考え方や処理技術の動向も収集しながら、助言等を行ってまいります。

《廃棄物・リサイクル対策課》

保健福祉部・県立病院局関係

- 1 重度心身障害者医療費助成制度が7月から自動償還払い方式になったが、現物給付（窓口無料化）ではなく、あくまでも受診時に支払いをしなければならず、現金が手元にない方の受診控えの解消にはならない。重度心身障害児（者）が県内どこに住んでいても、いつでも安心して医療が受けられるよう、「現物給付方式」による窓口負担無料化を早期に実現すること。また、自動償還払いと同時に所得制限が導入されたが、所得に応じた累進課税は課せられており、重度心身障害者医療費助成の適用要件に課すこと自体が問題であり撤廃すること。

<回答（申し入れ11ページ）保健福祉部・県立病院局関係1>

重度心身障害者医療費助成制度の現物給付方式への変更については、県及び市町村の更なる財政的な負担増が見込まれるため、自動償還払い方式の運用状況を見極める必要があると考えております。

また、所得制限については、県及び市町村の財政的な負担増が見込まれることから、本制度を持続可能で安定的な制度として継続していくため、42都道府県で導入されている状況も参考に、相当程度の収入がある方について導入したものです。

《障害福祉課》

- 2 医療的ケア児等支援センターにおいては、医療・保健・福祉・教育など多くの分野にまたがる相談へ一元的に対応するとともに、地域の医療的ケア児等コーディネーター等の育成強化を図ること。そのためにも委託費用等の増額でセンターの人員体制等の強化を図るとともに、県が主体となって関係機関との連携体制の構築、支援の円滑な調整を図ること。また、訪問看護師の人材育成や、保育所や学校等などへ出向いての研修等の支援も行うこと。

<回答（申し入れ11ページ）保健福祉部・県立病院局関係2>

医療的ケア児等の支援については、医療的ケア児等支援センターにおいて、一元的な相談対応や情報提供、支援に係る助言等を行うとともに、同センターを核として、地域の関係機関・団体との連携体制を構築し、支援の円滑な調整を図ってまいります。

また、センターの人員体制等については、今後の相談件数や各地域への訪問件数の推移など、センターの運営状況を注視してまいります。

引き続き、医療的ケア児等コーディネーターの養成研修やスキルアップ研修、保育所等を対象とした医療的ケア児等受入体制構築促進セミナーなど支援に係る人材育成を推進してまいります。

《障害福祉課，子育て支援課》

- 3 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣・要約筆記者派遣・手話通訳設置）は、実施状況で市町村格差が依然として生じている。県内どこでも必要なコミュニケーション支援が実施されるよう、人材育成と市町村への支援体制を強化すること。また、「かごしま県民手話言語条例」を踏まえ、条例の普及啓発やろう者への理解促進と手話通訳者の人材育成など、手話の普及等に関する各種施策に取り組むこと。その際、ろう学校の教員等の教育課程に携わる者への手話習得に関する研修等は公費で負担すること。

< 回答（申し入れ 11 ページ）保健福祉部・県立病院局関係 3 >

意思疎通支援事業については、市町村において、地域の特性や障害者の状況に応じた適切な事業実施が図られるよう、県民等に対する条例の普及啓発やろう者への理解促進に努めるとともに、手話通訳者や要約筆記者など必要な人材の育成等に努めてまいります。

鹿児島聾学校で行っている職員を対象とした習熟度別の研修については、条例が制定される以前から、学校独自の自主的な研修として行われていたため、講師謝金は、PTA の理解を得た上で、PTA 会費で対応しています。経費負担の在り方については、条例制定後は研修の受講を教職員の方々に推奨していることを踏まえ、研修の位置付けを含めて、鹿児島聾学校と連携を図りながら検討してまいります。

《障害者支援室，特別支援教育課》

- 4 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」については、県民の認知度について検証し、事業者を含め広く県民の方々に理解促進を図ること。また、ハード・ソフト両面にわたり、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた一層のバリアフリー化に努めること。特に、商店街や公園、駅など広く県民が集う場所については現状把握と対策を各自治体と連携して進めること。

< 回答（申し入れ 11 ページ）保健福祉部・県立病院局関係 4 >

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の認知度については、障害者団体等の協力により、特に障害当事者やその家族、また、福祉関係の方々の間では一定の理解が進んでいるものと認識しているが、事業者も含め広く県民の方々に条例の趣旨についてさらに理解を深めていただく必要があると考えており、市町村や障害者団体等とも連携しながら、引き続き、県民の理解促進に努めてまいります。

また、すべての県民が心豊かで住みよいまちづくりを推進するため、引き続き、ハード・ソフトの両面から、ユニバーサルデザインの考え方も踏まえた一層のバリアフリー化に努めてまいります。

《障害福祉課，障害者支援室，道路維持課》

今年度から始まった医療・福祉・介護職員等処遇改善加算がベースアップにつながっているのか調査を行い、処遇改善が医療や福祉、介護人材不足解消に寄与しているか検証を行うこと。また、すべての医療機関や福祉・介護・保育施設に行き渡る物価高騰支援策を講じること。さらに、2025年には、国民の約3人に1人が65歳以上、約5人に1人が75歳以上となる現実の中で、医療・福祉・介護に携わる外国人在留者の労働環境や賃金実態などの把握に努め、外国人材の定着率の向上につながる支援策を講じること。

<回答（申し入れ11ページ）保健福祉部・県立病院局関係5>

医療・福祉・介護職員等処遇改善加算のベースアップ、人材不足解消への効果について、国においては、介護分野について、介護従事者の処遇改善及び処遇改善加算に関し、介護従事者処遇状況等調査を行い、令和7年3月頃に調査結果の公表を、また、医療分野については、今年度の実績を来年度、把握する予定と聞いています。

障害福祉分野については、令和6年度の報酬改定の福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について実態把握を行うとしており、その内容を注視する必要があると考えております。

引き続き、県開発促進協議会等を通じて、介護報酬等に適正な水準の確保について要請してまいります。

医療機関や福祉・介護・保育施設に対する物価高騰支援策については、国から追加交付された地方創生臨時交付金を活用し、引き続き本県の実情に応じた必要な対策を講じてまいります。

外国人在留者の労働環境や賃金の実態などについては、国において調査を行っているところです。県においては、施設等の指導監査等を通じて、職員の処遇が適正になされているか確認をし、必要に応じて指導等を行っております。外国人材の定着については、外国人介護人材が県内の介護事業所で円滑に就労・定着できるよう介護の日本語や文化の理解等、介護技能の向上につながる集合研修を実施しているほか、介護施設等が実施する外国人介護人材の学習支援や生活支援に必要な経費の助成を行っております。

保育所等については、国の交付金を活用し、市町村と連携して給食等の提供に必要な経費の支援を引き続き実施してまいります。

《保健医療福祉課，社会福祉課，介護保険室，障害福祉課，子育て支援課，子ども福祉課》

6 県立病院の医師及び各部門の人材不足は顕著になっている。特に、薬剤師の中途退職増や看護師及び検査技師等が定員に満たない状況の中で、恒常的超過勤務や体調不良に陥っている職員も増えている。賃金労働条件の改善や異動のあり方を見直すなど県立病院が選ばれる職場となるよう対策を講じること。

また、離島やへき地へのオンライン診療やICTを活用した遠隔診療を拡充し、地理的に条件不利な地域に対する支援を推進すること。そのための更なる予算確保を行うこと。

<回答（申し入れ１２ページ）保健福祉部・県立病院局関係６>

請
と
験
して
助
業
につ
人
制

県立病院における人材確保に関しては、医師について、鹿児島大学への派遣要

を行うとともに、民間医師紹介業者の活用等による公募を行うなど、最優先課題

として全力で取り組んでいます。

また、看護師ほか医療従事者の採用に当たり、受験年齢の引上げや複数回の試

実施、奄美大島への試験会場の設置など、工夫を凝らしながら採用試験を実施

しているほか、採用後におきましても、各種手当等による処遇改善や専門資格取得費

成によるキャリアアップの支援などに取り組んでいるところです。

人事異動については、毎年度、職員から異動に関する希望のほか、配偶者の就

状況を含め家庭事情等を聞き取っており、転居や単身赴任が困難な職員

については、

配置に当たり、それらの事情に十分配慮できるよう努めているところです。

今後とも、安定的に質の高い医療を提供するため、様々な手段を講じながら、

人材確保対策に努めてまいります。

また、医療機関におけるＩＣＴを活用した遠隔医療を促進するため、国庫補助

度等を活用した医療機関への支援やワークショップ開催等による普及啓発を行っ
ております。

《県立病院課，保健医療福祉課》

7 難病患者の診察等において、AI・ICT技術を駆使して離島やへき地で生活している
方々の地理的負担の軽減を図ること。

また、多額の医療費負担が生じているが、診断がつかず、指定難病医療費助成の
対象とならない方がいることから、指定難病の研究を進めていくよう国に働
きかけること。

<回答（申し入れ１２ページ）保健福祉部・県立病院局関係７>

難病の医療提供体制については、難病の確定診断後は、身近な医療機関で治療

療養を継続できる体制を確保することとされており、本県の難病患者は、鹿児島
大学病院等の専門的医療機関で、高度な医療機器や検査方法を用いた確定診断や
経過観察を受けつつ、身近なかかりつけ医療機関で、定期的な通院治療を受けて
いるところです。

令和６年度からは、難病患者がかかりつけ医療機関において、ＩＣＴ技術を用
いて専門的な医療機関の診療を受ける場合に遠隔連携診療料の加算が可能とな
る診療報酬改定が行われたところです。

また、難病の指定については、国の補助による研究事業及び関係学会が収集・整理した情報に基づき、指定難病検討委員会等において、個々の疾病について難病の指定に係る要件の検討・審議が行われた上で、厚生労働大臣が指定することとなっており、来年度は 7 疾患追加され、348 疾患になる予定です。

《健康増進課》

子ども政策局関係

- 1 鹿児島県内どこに住んでいても、子どもたちがいつでも安心して医療が受けられるよう、未就学児に限らず子ども医療費助成制度「現物給付方式」による窓口負担無料化の対象者の拡充を図ること。

< 回答（申し入れ 13 ページ）子ども政策局関係 1 >

令和7年4月開始予定の新たな子ども医療費助成制度における対象年齢については、成長や発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期であることや、小中学生と比べ医療機関等を受診する機会が多く、医療費の負担軽減の必要性が高いことを踏まえ、厳しい財政状況の中でも持続可能で安定的に継続できる制度となるよう、未就学児を対象としたところです。

自己負担については、自動償還払い方式から現物給付方式へ移行した他県を参考に試算した結果、課税世帯の未就学児を対象とした現物給付方式の導入における県の新たな財政負担は、現行どおりの自己負担を徴する場合、約9千万円、自己負担を徴しない場合、約7億8千万円と見込まれました。

子育て支援については、総合的な対策が必要であり、子ども医療費助成制度以外にもライフステージごとに取り組むべき課題もあります。また自主財源が乏しい本県の財政構造もあります。以上のようなことを勘案し、限られた財源を子育て支援の様々な重要な施策に有効に活用するため、今回の県の制度見直しにおいては、現行どおりの自己負担を徴することとしたものです。

対象年齢や自己負担額の見直しについては、受診機会の増加等に伴う県の負担増が見込まれることから、当面、新たな制度をしっかりと運用しつつ、運用状況や県負担額の状況等を踏まえる必要があると考えております。

また、子ども医療費助成制度については、全国共通の課題であり、全国一律に実施すべきものであると考えることから、これまでも県開発促進協議会や全国知事会など様々な機会を通じて繰り返し要望を行ってきており、引き続き国の責任において全国一律の医療費助成制度を創設するよう強く働きかけてまいります。

《子育て支援課》

- 2 県内4つの児童相談所においては、児童虐待通報の増加に鑑み児童福祉司や心理士等の更なる増員と職員研修の強化を図るとともに、福祉専門職としての採用枠を増やすこと。中央児童相談所の一時保護所建設については、在り方検討委員会の報告書や職員、有識者等の意見はもとより当事者の子どもたちの声を反映しながら建設を進めること。また、他の児童相談所における一時保護所の設置も検討すること。

< 回答（申し入れ 13 ページ）子ども政策局関係 2 >

基
図

員
実

会
里

児童福祉司及び児童心理司等については、今後とも、児童相談所の配置標準に基づき増員を図るとともに、児童相談所職員の研修機会の充実など専門性の向上を図ってまいります。

中央児童相談所の一時保護所の建替については、一時保護所の在り方等検討委員会からの提案を踏まえるとともに、有識者や子どもたちの声を反映しながら、着実に整備を進めてまいります。

その他の児童相談所の一時保護所については、一時保護所の在り方等検討委員会からの提案を踏まえ、中央児童相談所一時保護所での一時保護や児童養護施設、親等への一時保護委託により対応してまいります。

《子ども福祉課》

- 3 「新しい社会的養育ビジョン」では、社会的養護が必要な子どものおよそ8割が施設入所している現状を踏まえ、より質の高い里親養育への委託を推進している。現在、里親支援センター設置運営事業が取り組まれているが、南さつま市に1つだけの設置となる見込みである。人的にも地理的にも県内一円を網羅するには無理があると思われることから、県内への複数設置を進めること。

< 回答（申し入れ 13 ページ）子ども政策局関係 3 >

支
援の充実が図られたところです。
今後、当センター開所後の運営状況等を把握し、引き続き、本県の里親支援体制について検討してまいります。

《子ども福祉課》

- 4 こども基本法では、子ども施策を推進するに当たっては当事者らの意見を聴くことを国と地方自治体に義務付けている。常に子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもまんなか社会の実現に向けた取り組みを全庁的に考えること。例えば、各審議会に学生や若者、子育て世代を選抜する、子ども議会を開催して意見を聞くなど、子ども政策局が中心となって、当事者らの意見を聴く場の確保に全庁的に取り組むこと。

< 回答（申し入れ 13 ページ）子ども政策局関係 4 >

て
の当事者等の意見を反映させるための措置を講ずることが義務づけられております。
このため、次期「かごしま子ども未来プラン」の策定に当たっては、審議会への子ども・若者の参画や、子ども・若者を対象としたアンケートを実施したところであり、寄せられた意見については、できる限り次期プランに反映することとしております。
今後とも、「こどもまんなか社会」の実現に向け、子ども政策局を中心に、関係部局が一丸となって、アンケート等で寄せられた子ども・若者の意見も踏まえながら、次期プランに盛り込む様々な子ども・子育て関連施策を着実に推進してまいります。

《子ども政策課》

- 5 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して当該児童の居場所となる場を開設し、学習サポートや食事の提供、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業所に対して、国は「児童育成支援拠点事業」を創設し各都道府県に通達している。鹿児島県においても、第三の居場所の設置の推進に努めること。

< 回答（申し入れ 13 ページ）子ども政策局関係 5 >

者
県では、子ども・若者の居場所づくりを推進するため、「かごしま子ども・若者総合相談センター」とNPO等の民間団体が連携・協力して、NPO等の特色を

生
促
制

では
制

かした居場所づくりや体験活動等の取組を実施しています。
また、県内各地域で子ども・若者への相談支援活動に取り組む団体等の活動を
進し、「かごしま子ども・若者総合相談センター」や他の相談機関等との連携体
の拡充に取り組んでいるところです。
「児童育成支援拠点事業」については、市町村が実施主体となっており、県
市町村からの相談に対し、助言を行っているところです。
引き続き、関係機関・団体と連携・協力し、適切な支援機関に早期につなぐ体
整備や居場所づくりに取り組んでまいります。

《子ども福祉課》

商工労働水産部関係

- 1 全国的に各都道府県と国の行政機関などが連携して、「価格転嫁の円滑化に関
する協定書」の締結が進められている。本県においても、国や経済団体、労働団体
等と意見交換会を実施するなどの動きはあるが、九州内でも本県のみが協定書を締
結していない。99.9%が中小企業・小規模事業者である本県にとって、円滑かつ適
正な価格転嫁の実現は賃上げのみならず、生産性や付加価値の向上など県が提唱
している「稼ぐ力」に繋げるための原資を確保する上で必要不可欠なものであり、
一日も早い締結の実現を図ること。

<回答（申し入れ 14 ページ）商工労働水産部関係 1>

価格転嫁の円滑化に関する取組については、今年度も、国や経済団体、労働団
体等と「価格転嫁の円滑化に向けた意見交換会」を開催し、価格転嫁に係る現状
や課題を情報共有するとともに、今後の取組について協議するなど、国等との連
携に努めているところです。

また、経済団体等と連携し、「パートナーシップ構築宣言」の周知・広報を行
っており、11月末時点で760 者以上が同宣言を実施し、九州で2 番目に多い
状況です。

引き続き、国や経済団体等と連携して、価格転嫁の円滑化に向けて取り組んで
参ります。

《商工政策課》

- 2 経済団体等と連携し、下請け企業との望ましい取引慣行の遵守等に取り組
むことを記載した「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業数は増加
しているものの、公正取引委員会や中小企業庁の調査結果で浮き彫
りになったように、宣言の趣旨が取引現場に十分に浸透していない企業が存在する
実態がある。実効性向上に向け、県、経済団体、労働団体、金融機関等の連携
をさらに強化すること。

<回答（申し入れ 14 ページ）商工労働水産部関係 2>

価格転嫁の円滑化に向けては、パートナーシップ構築宣言実施企業数の拡大を
るため、宣言事業者へのインセンティブとして、一部の県補助金の審査時の加点
置等を実施するほか、関係機関と連携し、価格交渉を行う際の根拠資料を簡易に
成できる「価格交渉支援ツール」等の周知広報に努めてきているところです。

また、令和7 年度からは、県内企業の価格転嫁・交渉に係る理解を更に促進

図
措
作

する

ため，セミナーの開催等にも取り組むこととしております。

《商工政策課》

- 3 本県産業が長期的・持続的に発展するために、大多数を占める中小・小規模企業の新事業展開やデジタル化・脱炭素化の実現に向けた取組強化、本県経済を支える新産業の創出と発展の基盤を作り出すための施策を実施すること。産学官、金融の連携を図り、起業に向けた機運の醸成・スタートアップとイノベーション支援のための施策は必須であり、様々な県独自の施策の展開と国の支援を機動的に導入する取り組みを強化すること。また、今後市場拡大が期待されるドローン事業や宇宙事業などの新事業においても、支援の強化を図ること。

<回答（申し入れ 14 ページ）商工労働水産部関係 3 >

新産業の創出と経済発展の基盤を作り出すため、新事業展開に取り組む企業に対し、事業化の各段階に応じ、専門家による伴走支援や新事業創出に要する経費の支援などを実施するほか、デジタル化への対応として、DXの普及啓発からデジタル技術導入までの伴走支援を行うとともに、再エネ・省エネ設備等の導入支援により、企業の脱炭素化を支援してまいります。

市場拡大が期待されるドローン産業や宇宙関連産業等については、実証事業への支援等により、県内企業の参入を支援してまいります。

また、ビジネスプランコンテストの実施等により、起業に向けた機運醸成を図るとともに、産学官・金融機関と連携しながら、スタートアップの育成に取り組み、イノベーションの創出を促進してまいります。

《新産業創出室，中小企業支援課，エネルギー対策課》

- 4 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、県民の福祉の増進に寄与することを目的として、公契約条例の制定へ向け具体的な検討を行うこと。また、公契約においては、公正労働基準の確保、企業の技術力や品質の適正な評価、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入とすること。

<回答（申し入れ 14 ページ）商工労働水産部関係 4 >

強
定
き，
地
の
期
公契約条例の制定については、賃金などの労働条件について、全国的に一定の
行法規性を持った労働法制が整備されていることから、国において公契約法の制
など統一的な制度設計をしていただきたいと考えており、県としては、引き続
国における今後の検討状況や他自治体の動向を注視してまいります。
入札・契約の執行については、県内中小業者の育成と雇用安定の確保のため、
元業者の受注機会の拡大や従事者の労働条件の確保等に十分配慮した執行を行う
観点から、最低賃金の動向を踏まえるなど適切な賃金水準確保のための労務単価
引き上げ、労働関係法令の遵守のほか、最低制限価格制度や総合評価方式及び長
継続契約の適用拡大などに取り組んでまいります。

《会計課，管財課，監理課》

- 5 あらゆる産業分野において、AI・IoT等のデジタル技術やビッグデータを最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上・国際競争力強化を実現し、労働力不足の解決や地域活力の維持・向上を図ること。また、新しいビジネスモデルの創出を促進するためにも外国人の採用など図るとともに、デジタル社会を担う人材を育成すること。

<回答（申し入れ 14 ページ）商工労働水産部関係 5 >

県
新
を
業
足
》

産業分野におけるデジタル技術の活用等については、令和 4 年 3 月に策定したデジタル推進戦略に基づき、デジタル技術やデータを活用し、新産業の創出など新たな付加価値の創造を目指すこととしております。
中小企業については、DXの普及啓発やAI・IoT等の先端技術の導入支援を行うほか、デジタル技術を活用した新規事業への取組を支援してまいります。
また、高度デジタル外国人材を獲得するモデルの構築を図るため、本県での就に向けた県内企業によるインターンシップの支援に取り組むなど、官民ともに不足しているデジタル人材の確保・育成に取り組んでまいります。
《デジタル推進課，外国人材政策推進課，新産業創出室，産業立地課

- 6 新型コロナウイルス感染症により業績が悪化した県内企業の支援制度であるいわゆるゼロゼロ融資の返済が本格化しているが、約 1 割の企業においては返済が厳しい状況にある。実態を把握し、県独自の支援策である伴走支援型借換支援資金等を活用し、支援を継続すること。

<回答（申し入れ 14 ページ）商工労働水産部関係 6 >

新型コロナウイルス感染症により業績が悪化した企業への支援継続については、

県中小企業融資制度において、伴走支援型借換支援資金の受付を令和 6 年 6 月まで延長したほか、7 月からは、中小企業の資金調達にあたって金融機関が実務経験を持つ支援機関と連携し、支援を行うことで中小企業者の経営力の強化を図る「経営力強化資金」を加えたところです。

ゼロゼロ融資の返済が本格化する中、引き続き、関係団体を通じた企業の実態把握に努めるとともに、条件変更の際に必要な経営改善計画を策定する際の費用の一部補助や、県中小企業融資制度における保証料補助等の実施により、中小企業者の返済負担の軽減に努めてまいります。

《中小企業支援課》

7 本県における人材確保・育成に当たっては、今年度から県外大学生等を対象とした県内企業の見学会の実施など行っているところであるが、まずは、県内の高校生や大学生等への働きかけを積極的に行い、県内企業の魅力をもっと発信すること。また、地域産業、行政との産学官連携による人材育成を図るための施策を積極的に展開すること。

< 回答（申し入れ 15 ページ）商工労働水産部関係 7 >

育
等
援
の
の
す
た
く
経
業
職
提

本県の産業を支える人材の確保・育成については、「かごしま故郷人財確保・成プロジェクト」に基づき、若年層の県内定着，U I ターン，多様な人材の確保を促進する各種施策に取り組んでまいります。

若年者の県内定着の促進については，引き続き合同企業説明会や進学・就職応フェアを開催するとともに，県内大学生による地元企業の魅力を伝える P R 動画作成・配信や，県就職情報提供サイト「かご J o b」の運用により，県内企業等魅力や就職に関する情報の提供を行ってまいります。

また，令和 7 年度からは，新たに，県内大学生の地元企業への就職を促進ため，県内大学においてキャリアデザインセミナーを開催し，県内企業や県内で働くことの魅力を発信することとしております。

地域産業，行政との産学官連携による人材育成については，県内大学等，県内済団体及び県などで構成される「大学地域コンソーシアム鹿児島 _ 地域連携・就部会」において，インターンシップの実施に関する協議を行うとともに，県の就職情報提供サイト「かご J o b」においても，登録企業のインターンシップ情報を提供してまいります。

《産業人材確保・移住促進課，産業立地課》

8 職場におけるカスタマーハラスメントやパワーハラスメント等の様々なハラスメントの根絶を図るため、事業者に対しては労働法令の周知を徹底し遵守させるよう働きかけること。働き方改革関連法の遵守に向けて鹿児島労働局と連携した監督体制の強化を図り、若年層や女性などが働きやすい職場環境の整備を行うこと。

< 回答（申し入れ 15 ページ）商工労働水産部関係 8 >

働
止
っ
策
き
の

職場におけるパワーハラスメント等のハラスメント対策については，鹿児島労働局と連携して，広報誌や働き方改革推進セミナーを通じ，ハラスメント事案の防止と事業主が果たすべき役割等について，引き続き，周知・啓発を図ってまいります。

また，カスタマーハラスメントについては，これまで県内企業に対し，国の対マニュアルや相談窓口を周知しているところであり，今後とも，国の法制化の動きも注視しつつ，関係団体等と連携して，県内企業のカスタマーハラスメント対策

心
報
につ
さ

取組を，引き続き促進するとともに，カスタマーハラスメントに対する県民の関
と理解が深まるよう周知・啓発に努めてまいります。
働き方改革関連法の遵守についても，引き続き，鹿児島労働局と連携して，広
誌や働き方改革推進セミナーを通じ，長時間労働の是正，同一労働同一賃金等
いて周知・啓発を図ってまいります。
なお，事業者に対する監督指導については，鹿児島労働局において適正に実施
されているものと考えております。

《雇用労政課》

- 9 外国人労働者については、技能実習制度の目的を踏まえつつ、「かごしま外国人材受入活躍推進戦略」に基づき、送り出し国との関係構築に引き続き取り組むこと。さらに、外国人労働者等の相談体制の拡充やコミュニケーション能力を高めるための日本語教育への支援を強化し、外国人労働者が安心して働ける環境を整備していくこと。

<回答（申し入れ 15 ページ）商工労働水産部関係 9 >

外国人材の安定的な確保，受入れ・定着については，今年度中の改訂を予定しております「かごしま外国人材受入活躍推進戦略」に基づき，各種施策に取り組むこととしております。

外国人材の確保については，今後送り出し国として有望と考えられる国との関係構築や IT 分野等の高度外国人材の確保対策等に取り組んでまいります。

また，外国人材の安定的な受入れ・定着については，受入事業者を対象とした外国人労働者の雇用管理の改善や適正な労働条件の確保についてのセミナーの開催のほか，令和 7 年度は県内企業で就労する外国人材向けの日本語学習支援の充実等に取り組んでまいります。

さらに，市町村・関係機関等と連携を図りながら，外国人総合相談窓口の充実や，日本語・日本文化等の理解促進，イベントを通じた外国人材との相互交流の促進など，外国人材が安心して働き，暮らせる環境の整備を図ってまいります。

《外国人材政策推進課，くらし共生協働課》

- 10 本年 4 月施行の改正障害者雇用促進法により、事業主は過重な負担にならない範囲で障害者への合理的配慮が義務化された。事業主に対しては法施行の周知徹底を図り、改正に伴う支援制度の充実強化を図ること。特に、障害者の受入れ実績がない企業に対する雇用支援及びアフターフォローの強化に努めること。また、「もにす認定制度」の認定によるメリットの周知と認定拡大を図ること。

<回答（申し入れ 15 ページ）商工労働水産部関係 10 >

企業で働く障害者の合理的配慮については，障害者の特性に配慮した施設整備や援助者の配置等について，県のホームページや労働行政広報媒体に掲載するなど，周知広報に努めてまいります。

また，障害者の受入れ実績がない企業に対しては，障害者就業開拓推進員による

障害者の就業ニーズも踏まえた障害者雇用体験事業の案内や求人開拓を実施するとともに，就職後の課題をヒアリングしたうえで，課題解決に向けた定着支援に

努めており，引き続き取組を進めてまいります。

さらに，障害者雇用支援・激励大会において，もにす認定事業主へ講演を依頼

のうえ，障害者雇用の先進的取組を紹介いただき，その取組内容を広く県民の皆様

に周知するなど，もにす認定制度の周知と認定拡大に努めており，引き続き取組を

進めてまいります。

《雇用労政課》

- 11 県は、2030年頃には一部地域において再エネ由来水素サプライチェーンの構築を図り、FCモビリティが水素ステーション周辺地域で普及拡大することを目標としている。現在、水素発電に前向きな企業を集めた意見交換会が開催され、志布志市などと連携して畜産等の廃棄物から水素エネルギーを製造する具体化が検討されている。しかし、国への申請等についての知見に乏しく、各自治体や企業の動きが悪くなっているのが現状である。県は、主体的に各自治体や前向きな企業をバックアップし、スピーディーに水素社会の実現に向けた取り組みを行うこと。そのための予算を確保すること。

<回答（申し入れ 15 ページ）商工労働水産部関係 1 1 >

県では、「鹿児島県水素社会の実現に向けたロードマップ（R2.3）」に基づき、再生可能エネルギー由来の水素サプライチェーンの構築に向けて、水素製造・利活用に係る調査検討や普及啓発の取組を行ってきたところです。県内市町村や事業者に対しては、水素サプライチェーンに関する理解を深め、水素に関する勉強会の開催等を行っており、引き続き、県内市町村や事業者と連携して、水素の利活用を促してまいります。なお、水素サプライチェーンの構築に当たりましては、技術面やコスト面などの課題を解消し、水素エネルギーの全国的な普及拡大を加速させる必要があることから、国に対し、全国知事会を通じて、技術開発や規制緩和、予算確保等の支援策を講じるよう要望してまいります。

《エネルギー対策課》

- 12 太陽光や風力発電、小水力発電やバイオマス発電など再生可能エネルギーの導入においては、防災や自然景観、野生生物、住環境の配慮、さらには地元住民の理解を最優先とし開発行為による自然破壊を防止すること。その際、地域共生・地産地消を意識した政策を最優先とすること。また、燃料電池や蓄電池の普及、さらにはLED製品等省電力機器の導入促進を図るためにも、製造企業や利活用企業との協力協定を結びながら、再生可能エネルギー推進県としての政策を強化すること。

<回答（申し入れ 15 ページ）商工労働水産部関係 1 2 >

再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や環境への影響、安全面・防災面等に対する地域住民の懸念が顕在化していることから、再生可能エネルギーと地域との共生を図るため、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを早期に構築することを、全国知事会等を通じて国に要望してまいります。燃料電池や蓄電池の普及、LED製品等省電力機器の導入促進については、自家消費型発電設備や蓄電池、省エネ設備等の導入を行う民間事業者に対する支援を行ってまいります。

《エネルギー対策課》

- 13 本年10月に「半導体強化に不透明感」「SBIの宮城工場計画頓挫」との報道見出しがあった。本県の半導体等工場の誘致に際し、国際競争の激化や国際経済情勢の情報収集に努め、拙速な判断を行わないこと。

<回答（申し入れ16ページ）商工労働水産部関係13>

県では、「かごしま製造業振興方針」に基づき、県内に一定の産業の集積が図られている半導体等電子関連、自動車関連、食品関連に加え、今後の成長が見込まれる情報通信関連、ロボット関連産業等を重点分野として位置づけているところであり、企業誘致についても同方針に基づき、取組を進めております。

また、産業用地の確保に向けては、企業の二一ズ等調査を行い、地質・地盤の状況、電力の整備状況、交通アクセスの良さなどを重視する傾向が見られました。現在実施している適地調査においては、これらの結果も参考にしながら、期間や費用などの観点から開発が進めやすい候補地の選定作業を進めております。

今後とも、企業の動きや二一ズを的確に把握するために、県外事務所の職員や産業立地推進員による企業訪問等を通じて、効果的な情報収集に努めてまいります。

《産業立地課》

- 14 養殖ブリ・カンパチ等の国内最大の産地であるが、「漁業経営セーフティネット構築事業」など、国に対し支援制度のさらなる充実を求めること。また、本県で生産されたブリ、カンパチの海外輸出を維持・継続することが重要であり、事業者や漁業者が行う輸出国の食品規格に適合するための資機材整備や冷凍・保冷の施設整備の支援策を拡充すること。

<回答（申し入れ16ページ）商工労働水産部関係14>

本県の基幹産業である養殖業の経営安定が図られるよう、漁業経営セーフティネット構築事業の拡充等について、引き続き、県開発促進協議会等を通じて国へ要望してまいります。

ブリ、カンパチなど水産物の輸出については、本県水産物の輸出を促進させるため、販売促進活動等への支援や輸出先の衛生基準等に対応した施設整備等への支援を引き続き実施してまいります。

《水産振興課》

- 15 老朽化が進む水産技術開発センターの改修を検討すること。また同センターなどで取り組む種苗生産の技術開発と量産化のための研究・赤潮対策などの研究開発の促進と、それに必要な予算確保を国に要請すること。一方、新規漁業就業者の確保及び漁業への定着率向上を図るため、関係機関と連携し、漁業学校において行う各種研修に対する支援や長期研修体制の支援を充実させること。

< 回答（申し入れ 16 ページ）商工労働水産部関係 15 >

建設後 20 年を経過した水産技術開発センターについては、老朽化した施設や設備が多いことから、令和 6 年度から計画的な改修に着手したところであり、引き続き、県内の漁業者・養殖業者等のニーズに対応した研究の推進を図ってまいります。

ブリ・カンパチ等の人工種苗を用いた養殖の確立とその普及・定着に向けて引き続き国立研究開発法人水産研究・教育機構，公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会，県漁連，漁協及び養殖業者等と一体となって，良質な種苗の安定供給等に取り組むとともに，赤潮発生メカニズムの解明や赤潮駆除技術の開発については，引き続き，国や大学等の関係機関との共同研究により進めるなど，必要な予算の確保に努めてまいります。

なお，ブリ人工種苗の生産については，新たにブリ親魚棟の整備や既存施設の機能拡充により，生産・供給体制の強化に取り組んでまいります。

新規漁業就業者の確保及び漁業への定着率向上については，漁業紹介イベント活動や発行物への助成を行い，漁業のイメージアップを図るとともに，スマート水産業の普及促進を図る取組や関係機関と連携したかごしま漁業学校における就業に向けた研修を実施するほか，地域に定着するためのフォローアップを行う新米漁業者みまもり隊の運営・活動を支援してまいります。

《水産振興課》

農政部関係

- 1 農水省は、令和6年8月29日、食料・農業・農村政策審議会・第1回企画部会合同会議を開催し、新しい基本法の下で基本計画の変更を諮問し、今後、審議会では12回程度の企画部会及び地方意見交換会を経て、令和7年3月に新しい基本計画が策定される。かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針の改定に当たっては、国の新しい基本計画との整合に留意すること。併せて、新基本計画に基づく補助制度等の情報収集に努めること。個別数値目標の達成に資する取組を強化すること。

<回答（申し入れ17ページ）農政部関係1>

県では、これまでの食料・農業・農村基本法に基づき講じられる国の施策と足並みを揃えた取組を進めてきており、改正基本法で新たに盛り込まれた内容や関係者からの御意見等を踏まえ、現在、「かごしま食と農の県民条例」の見直しに向けて検討を進めているところです。

また、現行条例においては、中長期的な観点から、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、条例に基づく基本方針を策定することが規定されており、今後、議会で条例改正の承認をいただいた後、その改正内容を踏まえ、基本方針も見直すこととしております。

基本方針の見直しに当たっては、国の新たな基本計画の内容も踏まえ、関係機関・団体、農業者など県内各地域の関係者から御意見をお聞きしながら、主要な目標値と実施する施策について検討を進めてまいりたいと考えています。

なお、これまでと同様、関係機関・団体と連携しながら、国の補助事業等の情報収集に努めてまいります。

《農政課》

- 2 かごしま未来創造ビジョン〈改訂版〉の施策展開の基本方向「農林水産業の『稼ぐ力』の向上」に掲げた、人づくり・地域づくりの強化、生産・加工体制の強化、付加価値の向上、販路拡大・輸出拡大の各施策は、今後5年間の本県農林水産業の基本方針と捉え、主たる関係個別計画等における数値目標の達成に向けて、農業従事者や事業体への周知と共同の取組を強力に推進するための新年度予算の拡充を図ること。また、「かごしま未来創造ビジョン」を補完し、それぞれの地域における特有の課題や取組の基本方向などを示すものとして地域振興局単位で策定した「地域振興の取組方針（改訂版）」の農業部門においては、個別の地域特性を十分に反映したものとはいえない。地域ごとの営農形態や畑地かんがいなどの営農環境、作物の適地性、新規就農者の確保・育成等を十分に分析し、稼ぐ力の向上に確実に寄与する事業の実施予算を確保すること。

<回答（申し入れ17ページ）農政部関係2>

県では、中長期的な観点から鹿児島を目指すべき姿や施策展開の基本方向等を示す「かごしま未来創造ビジョン」を策定しており、その中で、「農林水産業の『稼ぐ力』の向上」を柱のひとつとして掲げ、人づくり・地域づくりの強化、生産・加工体制の強化、販路拡大など農林水産業全体にわたる施策展開の基本方向を定めています。

また、この基本方向に沿って、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」では、食、農及び農村の振興に関する目標や、担い手の確保・育成、販路拡大など実施する施策を定めているところであり、これらの施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう、努めてまいりたいと考えております。

《農政課》

- 3 農業経営基盤強化促進法の改正により、農地を貸したい農家と借りたい農家の間で直接農地の貸し借りを設定する「利用権設定」が廃止され、令和7年4月からは、農地中間管理機構（農地バンク）を介した貸借へ一本化される。中山間地域の多い本県では、耕作不適格や作業の非効率な中山間地や山間地域が取り残されている状況は、一向に改善される兆しが見えず、農地の貸借関係がさらに困難となることが十分に予想されることから、市町村と緊密な連携と指導助言を徹底した取組を強化する体制を構築すること。

<回答（申し入れ17ページ）農政部関係3>

農地の集積・集約化については、「担い手への農地の集積・集約化の取組計画」に基づき、市町村、地域及び県段階で推進体制を構築し、各機関の役割を明確化した上で推進しているところです。

今後とも、地域が目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」の実行に向け、農地バンク事業を積極的に推進する等、担い手への農地集積・集約化に向けて取り組んでまいります。

《農村振興課》

- 4 新規就農者や認定農業者、集落営農組織等担い手の経営安定をはじめ、農地集積施策を積極的に推進すること。また、本県で特徴的な農山漁村地域の持つ多面的機能を十分に活用・発揮するため、日本型直接支払い制度に必要な予算確保と併せ、防災・減災対策など、農業農村整備事業が計画的に推進できる予算の確保に努めること。

<回答（申し入れ17ページ）農政部関係4>

新規就農者や認定農業者等については、新技術やコスト低減技術の普及や法人化の個別支援活動、経営継承支援など、担い手の経営安定を図る各種施策を集中的・重点的に実施してまいります。

また、地域計画の実行に向けた取組を支援するとともに、基盤整備との連携などにより農地中間管理事業を積極的に推進し、関係機関・団体と一体となって担い手への農地集積・集約化に向けて取り組んでまいります。

日本型直接支払い制度や農業農村整備事業については、計画的に推進できるよう、引き続き、県開発促進協議会等を通じて国に対し、必要な予算の確保を要請してまいります。

《経営技術課，農村振興課，農地整備課，農地保全課》

- 5 依然として、牛肉の食肉需要が新型コロナウイルス感染前の水準に回復せず、肥育農家や食肉生産現場では深刻な経営環境にある。この間、肉用牛肥育経営安定基金（牛マルキン）の発動が継続している現状と基金枯渇の懸念、生産コストの高止まりなど、先行き不透明感が増幅し再生産意欲の喪失に発展、肥育・繁殖農家共に廃業が拡大している現状がある。本県畜産業にとって深刻な影響が出現しており、国に対して事業継続に関する新たな支援措置の創設を含め要請を強化すること。

<回答（申し入れ17ページ）農政部関係5>

肉
以
肥育経営に対しては、国において、粗収益と生産費の差額の9割を補填する「肉用牛肥育経営安定交付金制度」（牛マルキン）が措置されており、令和4年8月以降、令和5年4月および令和6年4月を除き、直近の11月まで、交付金の算定基礎となる、標準的販売価格が標準的生産費を下回る状況が続くなど、肉用牛肥育経営の収益性は依然として厳しい状況にあります。

このため、県としては、肥育経営の経営安定に資する同制度について弾力的な運用を図るとともに、必要に応じて、肥育経営の維持・継続につながる対策を講じることなど、県開発促進協議会等を通じて、国に対して要請したところです。

《畜産振興課》

6 国際的な経済連携協定については、県の主要な産品である牛肉や豚肉などの関税が大幅に削減されることに伴う価格低下や生産額の減少など、本県の農林水産業への影響が懸念されている。こうした関係国との交渉状況や国内経済・国民生活への影響については、適時的確な情報提供を国に求めること。併せて、「総合的なTPP等関連政策大綱」や「県農林水産物輸出促進ビジョン」に基づく戦略的取組を強力に進めること。特に、「TPP関税撤廃」を見据え、各生産者に向けた営農のあり方、対応策等の教育・研修体制を確立し、生産者自らの体制確立を支援すること。

一方、本県産の豚肉や牛肉など、対EU諸国への輸出拡大に向けた「攻めの農業」を一層強化すること。

< 回答（申し入れ 18 ページ）農政部関係 6 >

着 国際的な経済連携協定への対応については、県開発促進協議会を通じて、関係国との交渉状況、地方の経済活動や国民生活に与える影響などについて、国民に十分な情報提供と明確な説明を行うことや、農林水産物の重要品目の再生産が引き続き可能となり、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、国に対し、引き続き、要請するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を

実に実施しながら、生産基盤の強化などの「守り」と輸出拡大など「攻め」の両面に対策を講じ、競争力の強化に向けた取組を推進してまいります。

県産農畜産物の輸出促進については、引き続き、県農林水産物輸出促進ビジョンに基づいて更なる輸出拡大を図るため、関係事業者と一体となって「生産体制」と「販売力」の強化といった「稼ぐ力」の向上に戦略的に取り組んでまいります。

畜産物については、畜舎等の整備による規模拡大や高齢の繁殖雌牛から増体や肉質の優れた若い雌牛への牛群の転換を推進するとともに、「和牛日本一」の称号

を前面に打ち出し、新たな輸出先国の開拓など販路拡大に取り組んでまいります。

お茶については、輸出拡大が期待される有機栽培茶の生産拡大や、新品種「せいめい」の産地化、てん茶・抹茶加工施設の整備促進、海外向け商品開発や商談会、コンクールへの出展、海外メディアを活用したPR活動等の支援に取り組んでまいります。

青果物については、輸出先国の規制やニーズに対応するため、国際水準GAPの認証取得等及び県内産地と連携した集出荷業者等の販路開拓への支援、海外フェアや輸出商談会への出展等に取り組んでまいります。

また、官民一体となった輸出推進体制「GFP鹿児島」を活用しながら、輸出に意欲的な生産者の掘り起こしや、海外の規制や大口ロット等のニーズに対応する輸出産地の形成に取り組んでまいります。

《かごしまの食輸出・ブランド戦略室，農産園芸課，畜産振興課》

- 7 農業県かごしまとして、各県が先行するスマート農業を見据え、「鹿児島県スマート農業推進方針」を具現化する施策を強力に推進するための予算を計上すること。また、本県唯一の農業教育機関である農業大学校や県内各支場を活用した農業用ドローン等の資格取得・実務研修体制を構築すること。また、操縦資格がメーカー機種ごとの要資格の課題もあり、国交省などへの資格統一など要請を行うこと。県立の試験研究機関や農業系高校の高度・高等化の教育をさらに推進し先進的な施設整備や研修機器の充実を図るための予算を確保すること。

< 回答（申し入れ 18 ページ）農政部関係 7 >

スマート農業の推進については、地域特性に応じた研修会の開催等による理解促進や、スマート農業機器を使いこなせる農業者の育成、スマート農業技術の研究開発のほか、産地全体へのスマート農業の活用の展開に向けた実証活動など、実装化に向けた取組を展開してまいります。

ドローンの実務研修体制については、農業大学校において、学生へ効率的な利用方法の講義を行うとともに、生育診断での活用など現地研修を実施しているところ です。

また、令和 4 年 12 月から、国土交通省のドローン操縦者の技能を証明する制度が開始されていることから、取得を希望する学生に対しては、民間団体等が行う研修受講を促しているところです。

農業開発総合センターにおいては、ロボット技術や AI、ICT 等の先端技術を活用したスマート農業の研究拠点施設での研究を行っております。

なお、農業大学校・農業高校においては、先端技術の活用や加工・販売などを含めた経営の高度化などに対応する人材を育成するため、GAP やスマート農業など教育内容の充実・強化を図るとともに、計画的な施設・機器の整備により、教育環境の充実が図られるよう必要な予算を確保してまいります。

《経営技術課，高校教育課》

- 8 農業用資機材の高騰は県内の生産者にとって大きな負担となっている。畜産や水産業にあっては、飼料高騰や燃油高騰に対する支援措置が講じられているところであるが、農業にとっては僅かに肥料価格高騰助成に過ぎない実態に置かれていることから県においては、その他の資機材（農薬・出荷用梱包材、マルチ等）の負担軽減を図る仕組みを構築し予算化を図ること。
- 一方、畜産業への影響が深刻な輸入原料に依拠した飼料原料から、国内自給飼料の調達に向け、種苗や育成研究と供給が求められている。県においては、国産自給飼料の供給に向け、中・長期施策を早急に構築すること。
- また、中山間地域の耕作放棄地等を活用した「自給飼料」や「放牧飼養」などの実証研究を本県の特徴的施策として確立するため、施策の検討と併せモデル地域を指定した取組・研究を構築すること。

< 回答（申し入れ 18 ページ）農政部関係 8 >

その他の資機材の負担軽減を図る仕組みの構築については、野菜等の輸送において、段ボールから再利用可能な鉄コンテナ等への転換や、段ボールの小型化等によるコスト低減の取組を推進してまいります。

また、肥料、農薬、マルチなど各種資機材コストの負担軽減を図ることは、重要であることから、国の事業等（県を経由しない事業を含む）も活用しながら、資材の使用量や導入コスト低減の取組を支援し、農家経営の安定を図ってまいります。

また、自給飼料については、配合飼料原料の多くを海外に依存している我が国の畜産経営においては、飼料価格の変動等のリスクを減少させる観点から、自給飼料の生産拡大は重要な課題であります。

このため、飼料価格の変動等による畜産経営の悪化のリスクを減少させるため、畜産公共事業を活用した草地や飼料畑等の造成・整備，飼料作物の優良品種の選定，水田を活用した飼料用稲の生産拡大，飼料生産組織の育成，飼料作付面積の拡大支援など自給飼料の増産による経営の安定化に取り組んでまいります。

《農産園芸課，畜産振興課》

- 9 本県の畜産を支える重要な担い手である家畜防疫員や食肉衛生検査員・獣医師の確保は重要な課題であることから、計画的な新規採用、人材育成と併せ、処遇の改善に向けた予算を確保すること。一方、肉用牛改良研究所や畜産試験場の研究員等の職員採用や人材育成・確保、施設整備など研究体制を充実すること。

さらに、深刻化している人材不足のなかで、研究業務を支える現業職員の役割は益々必要不可欠な存在となっている。各研究機関に現業職員の配置数とその確保に向けた努力を行うこと。

< 回答（申し入れ 18 ページ）農政部関係 9 >

家畜防疫員等の職員の採用については、必要な人員を確保するため、定期的な新規採用に努めてまいります。

家畜防疫員や食肉衛生検査員など県獣医師の確保については、本県に獣医師として勤務しようとする学生に対する修学資金の貸与や初任給調整手当の支給，大学訪問やインターンシップの受入，鹿児島大学の共同獣医学部への職員講師派遣による公務員獣医師の業務内容の理解促進，採用後のスキルアップを図るための立案型研修等を，引き続き，実施してまいります。

また，試験研究体制を充実させるため，若手研究員への技術の伝承に取り組

み，国の試験研究機関での研修による技術の習得など，専門的知識や高い技術力を持った人材の育成に努めるとともに，計画的な施設整備に努めてまいります。

現業業務については，行財政運営指針に基づき，社会情勢の変化等を踏まえ，廃止できる業務は廃止するとともに，民間の活力を活用できる業務は，民間委託の方法等により対応することとしており，このような見直しを行う結果として，現業職は廃止することとしております。

この見直しに伴う新たな業務執行体制への移行に当たっては，その円滑な移行に向け，必要な議論を行った上で，業務マニュアルを作成

するなどとしたことから，現行の見直しの方針に沿って対応してまいります。

《畜産振興課》

- 10 県内にはと畜場が20施設（1施設は鹿児島市内、7施設は離島）あり、厚生労働省の統計資料では、令和4年度の検査頭数は、牛では都道府県別で2位、豚では1位となっている。ここ10年は、輸入自由化等の諸要因、口蹄疫・PEDの発生、新型コロナウイルス感染症の影響等により、牛はやや減少、豚はやや上昇傾向にあると報告している。また、県内での肉用牛処理施設については、13処理施設が稼働し、うち築30年以上の施設が5か所、残りの施設は30年未満とある。

県内での牛豚の肥育農家では年間に相当数発生する家畜の「事故やケガ」を緊急にと殺する必要が生じた際の「緊急と殺施設」の設置や増改築を望む声がある。こうした現状に鑑み、実態調査と関係者の意向調査などに取組み、課題を整理すること。

< 回答（申し入れ 18 ページ）農政部関係 10 >

「緊急と殺施設」については，と畜場法施行令第1条（一般と畜場の構造設備の基準）の中で「病畜と室を備えること」とされており，全ての一般と畜場に設置され，各食肉衛生検査所が病畜の検査を実施しているところです。

本県においては，鹿児島県食肉流通合理化計画に基づき，産地食肉処理施設を計画的に整備し，産地処理体制の強化を図ることとしており，これまで，国の事業を活用し，食肉処理機能の向上や輸出拡大を図るため，食肉処理施設・機械の整備等を支援してきたところです。

県内の食肉処理施設については，施設の老朽化や，人件費の高騰，労働力不足などの課題を食肉事業者からも聴いており，食肉処理施設の整備等に必要な予算確保や，労働負担軽減や業務効率化につながる機械導入等に必要な対策の措置について，県開発促進協議会を通じて，国に要請したところです。

《畜産振興課，生活衛生課》

土木部関係

- 1 道路・河川・港湾等の補修や雑草除去などの維持管理に関し、県議会議員への苦情・要望が絶えない。特に道路については、交通事故の危険性が高いと考えられる状況においても、「予算不足」を理由として、対応が遅い、もしくは対応をしないケースが地域振興局において散見される。管理者としての責任について、職員間での相互理解を図るとともに、維持管理予算の拡充及び計画的なメンテナンスの手法を検討すること。

<回答（申し入れ20ページ）土木部関係1>

県が管理する公共土木施設の修繕などの維持管理については、県民の安心・安全な生活を守る観点から重要であるため、適切な維持管理が図れるよう予算の確保に努めるとともに、定期的な点検や予防保全に向けた計画的な補修などを行ってまいります。

《監理課，道路維持課，河川課，砂防課，港湾空港課》

- 2 公共工事の入札不調が増加しているため、激しい物価上昇にある現状を踏まえ、労務単価や資材等単価を年度内において定期的に調査・把握し、その適用をタイムリーに行うこと。また、その際、事業者からの意見聴取を適宜行い、実勢価格との乖離がないよう留意すること。

<回答（申し入れ20ページ）土木部関係2>

今年度の土木部における入札不調は、12月末時点で39件発生し、発生率は2.6パーセントとなっており、前年度同時期より減少しています。

県では、公共工事における資材価格高騰に対し、発注時は市場での取引価格に基づき最新の設計単価を積算に用いるとともに、契約後は、物価の変動に基づき請負代金の変更を行うスライド条項を適用し適切に設計変更を行っています。

なお、土木工事の設計単価については、価格刊行物等に掲載がある資材を毎月改定し、掲載がないものについては年4回調査し改定しており、共通の単価については建築工事にも適用しています。

その他の建築工事の設計単価については、価格刊行物等に掲載がある資材を年1回改定していたが、今年度は年2回、来年度以降は年4回を予定しています。

今後とも、引き続き適正な単価設定に努めてまいります。

《監理課技術管理室，建築課営繕室》

- 3 北薩トンネルの復旧について、工法や工事に問題がなかったかの原因究明について、必要な調査の予算化を適切に行い、早急な復旧に努めること。

<回答（申し入れ20ページ）土木部関係3>

北薩トンネルの復旧にあたっては、現在、安全に調査等を進めるために必要な水抜き工事を進めているところです。

今後は、被災箇所の空洞調査を行い、委員会において、復旧工法などを議論していただくこととしており、引き続き、早期復旧に向けて取り組んでまいります。

《道路維持課》

- 4 県営住宅について、安易に施設の更新・長寿命化を行わないよう、人口減少や民間住宅の整備充実状況、市町村営住宅との棲み分け等を踏まえ、そのあり方について検討すること。

<回答（申し入れ 20 ページ）土木部関係 4 >

県営住宅は、広域的観点から市町村営住宅を補完するものとして整備を行ってきており、地域によっては空き住戸が増加している状況にあるため、将来的な需要予測も踏まえつつ集約化を含めストックの適正管理を図ることとしております。

今後とも、良好な住環境や安全性を備えた住宅の供給に努めてまいります。

《住宅政策室》

- 5 工業試験場跡地活用について、検討委員会内においても、会の意義が問われる場面がしばしば見られる。地域住民やバス協会の要望を踏まえ、速やかに検討委員会の議論の集約を図ること。

<回答（申し入れ 20 ページ）土木部関係 5 >

県工業試験場跡地利活用については、今年度設置した「県工業試験場跡地利活用検討委員会」における御議論や県議会での御論議を踏まえ、県民の皆様の御意見もお伺いしながら、同跡地の利活用の方向性について丁寧に検討を進めてまいります。

《総合政策課》

- 6 本港区エリアのまちづくりについては、これまでの議論で一定の方向性は見えてきたが、北埠頭等の十分に利活用されているとは言い難い状況がある。まちづくりの観点から、鹿児島市や地元経済団体等と意見交換ではなく、しっかりと協議の場を設けた上で、長期的な指針かつ法的な根拠のある港湾計画の改定について取り組むこと。

<回答（申し入れ 20 ページ）土木部関係 6 >

鹿児島港本港区エリアのまちづくりについては、鹿児島港本港区エリアコンセプトプランの具体化に向け、県や鹿児島市、関係団体等により構成する鹿児島港本港区エリアまちづくり懇談会において引き続き情報共有や意見交換を行うほか、概ね 10 年から 15 年先における鹿児島港のあるべき姿を実現することを目標とした、港湾法に基づく港湾計画についても、関係者と協議の場を設け、意見を伺いながら検討を行ってまいります。

《港湾空港課，本港区まちづくり推進室》

- 7 鹿児島空港の更なる利活用を進めていく上で、駐車場・バス等のアクセス問題、グランドハンドリングスタッフの更なる確保など様々な課題が山積している。鹿児島空港においても、空港の地域間競争が激化する中、30 年先を見据えた取り組みが重要な課題である。特に隣県熊本空港が先行して、コンセッション方式の民営化や空港アクセス鉄道の整備に取り組んでおり、早急に長期的なビジョンの策定と具体のアクションが求められる。

概ね 10 年を計画期間として令和元年に策定された「鹿児島空港将来ビジョン」は、直後に新型コロナウイルス感染症禍に見舞われたことで、前提となる航空業界を取り巻く環境が大きく変化したこともあり、中間年度となる令和 7 年度にビジョンのローリングもしくは全面改定などを行うこと。

<回答（申し入れ 20 ページ）土木部関係 7 >

県においては、コロナ禍による影響等も踏まえて、令和 4 年 3 月に鹿児島空港将来ビジョン工程表を策定しており、今後とも、同工程表に基づき、各主体において施策を推進してまいります。

《交通政策課》

危機管理防災局関係

- 1 原発政策は、過酷事故を日常的に想定し、訓練を実施すること。
ひとたび事故が起これば、奪われるのは県民の健康・生命と財産・暮らしである。規制委員会及び九州電力への安全要求の水準をより高くし、頻回の立ち入りや聞き取りなどの実施、説明責任のさらなる追求など、県民を守る県としての責任を果たすこと。また、原発に頼らない社会を構築するためにも、地産地消の再生可能エネルギーの普及や省エネ推進といった脱原発につながる政策を構築すること。

< 回答（申し入れ 2 1 ページ）危機管理防災局関係 1 >

県ではこれまで、原子力防災訓練において、地震が発生し、川内原発において核燃料が著しく損傷する過酷事故が起きることを想定して、道路啓開訓練、自宅の家屋倒壊を想定した公共施設での屋内退避訓練、倒壊家屋からの救助訓練等を行うなど、複合災害を想定した訓練を実施しているところです。今年度の国の原子力総合防災訓練においても、能登半島地震を踏まえ、関係機関等と連携した実効性のある訓練となるように取り組んでまいります。

川内原発の更なる安全性の向上については、令和 5 年 7 月、原子力規制委員会及び九州電力に対して、新たな知見に基づく取組の高度化等に関する要請を行っており、令和 5 年 1 1 月、本年 1 月に開催した県原子力専門委員会において、原子力規制庁及び九州電力から対応状況の説明がなされ、御議論いただいたところです。県からの要請への対応については、今後とも専門委員会で確認していくこととしております。

また、川内原発周辺地域住民の安全確保及び環境の保全を図るため、安全協定の厳正な運用を行っており、川内原発の運転状況等について定期的に把握するとともに、施設の増設又は変更等について、平成 2 3 年度以降 1 7 件の事前協議に対応したほか、6 2 件の立入調査の実施、トラブル発生時の状況確認、新規制基準に基づく安全対策等の確認を行っています。

県民に対する説明については、原子力安全・防災の取組について県ホームページに掲載するとともに、広報紙「原子力だよりかごしま」を年 3 回作成し、UPZ 内の全戸に配布するなどしてきているところです。

また、原子力災害の発生時にとるべき行動・留意点などを分かりやすくまとめた「原子力防災のしおり」を作成し、UPZ 内の全戸に配布するなどしています。

県としては、今後とも、原子力規制委員会と九州電力に対し、安全性の確保を求めていくとともに、原発の立地県として、常に事故の発生を念頭に置き、県民の生命と暮らしを守る観点から、川内原発の安全対策・防災対策の充実・強化に取り組んでまいります。

地産地消の再生可能エネルギーの普及等については、本県の多様で豊かな資源を活用し、再生可能エネルギーの導入支援、省エネルギーの徹底を図ってまいります。

《原子力安全対策課，エネルギー対策課》

- 2 県地域防災計画において、地震・風水害時での避難手段及び避難所設置については、バリアフリーや感染症予防を盛り込んだ指針に改訂し市町村が主体として指針の整備を進めているが、被災しない場所への避難所設置や毛布・簡易ベッド、さらにはペット保護対策等について適切な対応ができる避難所となるよう支援・助言すること。

< 回答（申し入れ 2 1 ページ）危機管理防災局関係 2 >

避難所の設置・運営については、各市町村において、県で作成した「避難所管理運営マニュアルモデル」を踏まえ、地域に想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設を確保することや、毛布・簡易ベッドなどの確保に取り組まれているところです。

県では、避難所運営に関する研修会を実施しており、国の「避難生活における良質な生活環境の確保に向けた取組指針」も踏まえながら、今後とも、市町村を支援・助言してまいります。

また、避難所でペットの飼育をめぐるトラブルが生じないように、市町村に対し、専用スペースの設置や、ペットの管理についてのルールづくりを求めるとともに、飼い主に対して日頃から災害に備えた準備を行うようホームページや講習会等で周知を図ってまいります。

《危機管理課，生活衛生課》

- 3 県が作成している「地震等災害被害予測調査」「津波浸水想定の設定」さらには市町村で作成しているハザードマップ等を活用した自主防災組織での訓練の実施など、県民の防災意識が高まる指導、助言を行うこと。

< 回答（申し入れ 2 1 ページ）危機管理防災局関係 3 >

県では、各種広報媒体や出前講座を通じて、ハザードマップによる避難経路等の確認を周知するとともに、自主防災組織に対し、ハザードマップ等を活用した災害図上訓練（DIG）等の取組を通じた地区防災計画の作成を支援するなど、県民の防災意識を高めてまいります。

《災害対策課》

- 4 川内原発事故における避難については、放射性物質拡散状況などの情報を県民に速やかに提供すること。その際、福島原発事故では、45キロ圏内の飯舘村にも避難指示が出されたことを鑑みると、50キロ圏外への避難所設置を考えた避難計画を検討すること。また、自家用車での自主避難者について、PAZの住民もUPZの住民も一斉に避難した場合や国道267号線が渋滞や事故で通行できない場合のシミュレーションを考えること。また、複合的な最悪の事態を想定した訓練も行うこと。

< 回答（申し入れ 2 1 ページ）危機管理防災局関係 4 >

避難対象区域及びその避難経路・避難先等に関する情報は、防災行政無線、広報車、原子力防災アプリ、テレビ、ラジオ等により情報提供することとしており、自治体の指示に基づいて避難をしていただくことについては、UPZ内を中心に配布した「原子力防災のしおり」や原子力防災講習会などの機会において周知を図っているところであり、今後とも住民への啓発に努めてまいります。

また、本県における原子力災害発生時の避難計画については、国の指針に従い、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）に含まれる9市町において策定されているところです。そのUPZの範囲については、IAEAで、原発から最大で30キロメートルとしているところです。

フランスやアメリカなどでは10キロから16キロとなっております。国の指針においては、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、自然災害対策や重大事故対策が強化された新規基準を前提として、IAEAの国際基準の最大である、原発から概ね30キロを目安としております。これを受け、本県のUPZは、国の指針に合わせて、原発を中心として概ね半径30キロとしているところです。

また、避難計画の実効性向上に資することを目的として平成30年度には避難時間シミュレーションを実施し、UPZの住民が自治体の指示に基づかないで一斉に避難した場合の検討も行っているところであり、また、原子力防災訓練においては、複合災害等の発生により、避難計画で定めた避難ルートが通行できない場合に代替避難ルートへの変更を行う訓練も実施しているところです。

《原子力安全対策課》

- 5 南海トラフ巨大地震や桜島大噴火等の予想される自然災害に耐えうる県土づくりを進めること。特に避難計画等のソフト面の体制整備を市町村と共同し、進めること。

< 回答（申し入れ 2 1 ページ）危機管理防災局関係 5 >

県においては、流域治水対策や道路ネットワークの機能強化対策、老朽化対策など、強靱な県土づくりを集中的に推進しているところであり、国の新たな「国土強靱化基本計画」を踏まえ、県地域強靱化計画の改定を本年度末に行うこととしており、引き続き、安心・安全な県民生活の実現を目指し、必要な予算の確保に努め、防災・減災、国土強靱化対策に積極的に取り組んでまいります。

桜島の大規模噴火については、住民避難等の各種の災害応急対策が迅速・的確に行われるよう、各種防災訓練を実施するとともに、降灰等の影響や対策について、関係機関の認識の共有や相互の連携強化など災害対応能力の向上を図ります。

地震防災対策については、市町村や関係機関と連携しながら、情報伝達や避難体制の整備の促進に努めるとともに、県民等を対象とした各種研修会等において、「南

海トラフ地震臨時情報」の内容等についても周知を行ってまいります。

なお、本県の地震等災害被害予測調査についても令和7年度から見直しを行い、災害の防止対策や避難体制の整備などに活用してまいります。

また、桜島の大規模噴火に備え、県、関係市、防災関係機関及び火山専門家等で構成される桜島火山防災協議会における広域避難計画について、策定作業を進めているところです。

《災害対策課、危機管理課》

- 6 各市町村における消防職員の充足率向上に向けた対策を強く要請すること。また、消防学校における県職教官の数を増やすこと。そのための予算を確保すること。さらに、消防学校や航空センターに派遣している市町村職員の居住地や福利厚生関係費、手当等については、派遣職員に不利益がないよう県の責任で保障すること。消防学校の老朽化した機材の更新をさらに行うとともに、多様化・複雑化する災害に対応するための訓練施設の充実を図ること。

< 回答（申し入れ 21 ページ）危機管理防災局関係 6 >

各市町村等の消防職員については増加傾向にありますが、更なる充実が図られるよう、引き続き、助言してまいります。

県消防学校教官については、県の消防職と各消防本部の消防職で構成されています。訓練礼式及び消防操法などの業務については消防庁が基準を示しており、その基準に基づく統一的、継続的な教育指導が求められていることから県の消防職が担っており、実技訓練や安全管理などの業務については、最新の消防現場での経験を活かすことができる各消防本部の消防職が担っているところです。県としては、消防学校には現場経験を有する各消防本部の消防職が必要不可欠であることから、今後とも各消防本部と十分協議しながら、対応してまいります。

消防学校や防災航空センターに派遣されている市町村等職員の手当等については、派遣協定に基づき支給されているところであり、派遣職員が不利益を被ることのないよう、今後とも派遣元の市町村等と連携しながら対応してまいります。

令和 7 年度は、学習効率の向上や教育訓練機会の拡大により県下消防職員の能力向上を図るため、消防学校に ICT 教育を導入することとしております。

また、消防学校の資機材について、かぎ付はしごや空気呼吸器等の教育訓練に必要な機器の整備を行うこととともに、老朽化が進行している西寮、車庫及び水難救助訓練場の補修を行うこととしております。

今後とも教育訓練に支障が生じないよう、必要性を十分検討しながら施設や設備の整備に努めてまいります。

《消防保安課》

- 7 国の安全保障戦略において、我が県の位置づけは大変重要とされており、県内で馬毛島の工事、自衛隊基地の拡充や弾薬庫の整備が進んでいる。また、令和 6 年度日米共同統合演習（実動演習）が実施され、民間空港・港湾や基地での訓練が行われた。そのような訓練を安易に行うことは周辺国を挑発し、緊張関係を高める。防衛は国の専管事項だが、県民の命と暮らしを守るのは、県の責任である。国に説明責任を果たさせ、一層の外交努力をするよう要望すること。際限のない訓練や基地整備を止めるよう要望すること。オスプレイについては、県内での飛行の自粛を求めること。また、県としても独自に近隣諸国と友好を深め、アジアの友好関係に寄与すること。

< 回答（申し入れ 21 ページ）危機管理防災局関係 7 >

安全保障政策を進めるに当たっては、国において、地元への丁寧な情報提供に努めるとともに、外交活動や国際協力に努めていただきたいと考えております。国に対しては、防衛施設の整備等に当たり、住民の間に不安や懸念が生じることがないように、引き続き、十分な説明責任を果たすとともに必要な対応を行うよう求めてまいります。

オスプレイについては、墜落事故から 1 年が経過したところではありますが、昨年 11 月に奄美空港で予防着陸が相次ぐなど、県民の間には不安の声があります。

県としては、引き続き、国に対し、徹底した安全対策と、より丁寧な情報提供を行うよう求めてまいります。

国際交流については、県においても引き続き、アジアを中心として、県民の方々や関係機関・団体による交流の促進などにより、相互の理解と信頼を深めることに努めてまいります。

出納局・人事委員会関係

- 1 公契約における公共サービスの質の確保のために、昨今の物価高、燃料や資機材高騰など、契約期間中においても社会的状況の変化に適切に対応し事業継続ができるように配慮すること。特に、最低賃金が上昇した場合には、賃金スライドの導入など適切な賃金水準が確保できるような制度を導入すること。

<回答（申し入れ23ページ）出納局・人事委員会関係1>

県が締結する契約においては、契約締結時において予想することのできない社会情勢その他の情勢の変化により賃金等に著しい変動を生じ、そのため契約金額が著しく不相当であると認められるときには、県と契約の相手方とで協議して契約金額を変更できる旨を定めております。

《会計課，管財課，監理課》

- 2 人事委員会制度は労働基本権制約の代償措置であることを踏まえ、人事院勧告や社会一般の情勢に加え、生計費、他県との均衡、離島異動、他の官公庁への出向などにも配慮した勧告を行うこと。特に、募集しても定員に満たない採用困難職種については、他県や民間の勤務労働条件等の実態を把握し、適切な勧告に努めること。
- 3 今年4月から始まった段階的な定年引上げにおいては、2年に1回、定年退職者が出ない年があるため、2年を平準化して採用数を確保するなど人材確保・定員管理に心がけること。また、60代に適した職場のあり方についても研究・調査すること。

<回答（申し入れ23ページ）出納局・人事委員会関係2，3>

人事委員会の報告及び勧告は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるため、職員の職種毎の給与等の実態を把握するとともに、民間事業所の従事者並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与その他の勤務条件や生計費などの諸事情について調査・検討の上、行っています。

職員の定員管理については、業務量に応じた職員の適正な配置等により、新たな行政需要にも対応しつつ、適正な管理に努めてきており、新規採用職員数は、定年退職者や再任用の任期が満了する職員数などを考慮して毎年度決定しているところです。

定年の段階的な引上げ期間においても、毎年度、定年前に退職する職員や再任用の任期が満了する職員が生じる見込みであることを踏まえ、これまでと同様の考え方により、一定数の職員を新規に採用する必要があると考えております。

《人事委員会，人事課，行政経営推進室》

- 4 業務の遂行にあたっては、公用車の配置は必須であるが、走行距離が20万キロを超えた公用車も見受けられる。安全対策を徹底するとともに、定期的な更新に努めること。

<回答（申し入れ23ページ）出納局・人事委員会関係4>

公用車の安全対策の徹底については、公用車管理規程に基づき、公用車を所管する所属ごとに整備管理者を選任し、道路運送車両法に規定する点検及び必要な修理を行うよう定めているところです。

公用車の定期的な更新については、公用車の経過年数や走行距離等を勘案し、現場の意見を聞きながら、使用頻度や老朽化の状況等を十分に把握し、その必要が認められるものについて、更新を行っているところです。

《管財課》

- 5 本庁舎の改修に伴う支所や駐在所のあり方については、統廃合を前提とせず地元の意見や業務の遂行状況に鑑み、行政サービスの後退にならないよう検討すること。

< 回答（申し入れ 2 3 ページ）出納局・人事委員会関係 5 >

地域振興局・支庁庁舎の再整備に当たっては、駐在機関等について、将来の人口見込みや本所までの所要時間など区域の特性等を勘案しつつ、地元市等からの御意見も踏まえ、統合・再編による行政サービスの影響を検証することとしております。

その際、保健所については、地域保健法により、所管区域は二次保健医療圏域と概ね一致した区域とすることが原則とされていることを踏まえ、現在の二次保健医療圏域と保健所の所管区域を比較しつつ、その役割を改めて検証することとしております。

《行政経営推進室》

教育委員会関係

- 1 教職員の確保及び労働環境の改善のために、「学校における業務改善アクションプラン」や令和6年8月の中央教育審議会答申、9月の文科省通知を踏まえ、授業時数の見直しや教職員定数の改善、支援スタッフの配置拡充、地域移行への推進、ICTによる業務効率化等を進めること。「業務3分類」に係る業務の適正化を“業務削減”の視点ももちながら一層推進すること。

<回答（申し入れ24ページ）教育委員会関係1>

教職員の確保及び労働環境の改善については、各学校において、校務支援システムの導入が進んだことに伴い、成績処理等の電子化や、データの共有など、ICTを活用した業務の効率化が図られています。

また、国の事業を活用して、教員業務支援員の配置を拡充するとともに、配置した学校では、教員が担う業務の役割分担等の見直しも行いながら、業務の軽減に取り組んでいます。

さらに、今年度、新たに「業務改善実践校モデル事業」で、民間会社の伴走支援を得て、「学校・教師が担う業務の適正化」を推進し、好事例を横展開するなどの実践研究を行うとともに、テストの自動採点による業務改善の効果を検証することとしています。

併せて、国の要請も踏まえ、総授業時数が標準時数を大幅に上回って教育課程を編成している学校には、授業時数等の点検及び見直しを求めているところです。

来年度の政府予算では、学校における働き方改革の更なる加速化とあわせて、小学校の教科担任制の拡充など持続可能な学校の指導運営体制の充実に必要な教職員定数の改善等が計上されており、配置に必要な財源の確保に努めてまいります。

今後とも、国の動向を注視しつつ、各学校や市町村教育委員会と連携して、多様な学校の実態に応じた業務改善が進むよう取り組んでまいります。

なお、国は令和2年に示した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」において令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとしており、令和4年に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。県教委では、国の方針を受けて、令和5年5月に「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定したところです。

引き続き、国の動向等を踏まえ、市町村における部活動の地域連携・地域移行等の取組を支援してまいります。

《教職員課，義務教育課，保健体育課》

- 2 小中学校の給食費や県立高校の空調設備に係る経費、スクールバスの廃止等に伴う影響などによる保護者負担の軽減を図ること。あわせて今後の児童生徒の通学手段確保について公共交通の在り方も含め関係部署等と早急に検討すること。

< 回答（申し入れ 24 ページ）教育委員会関係 2 >

小中学校の給食費については、学校給食費の無償化を県単独で実施した場合、年間で約 70 億円が必要と試算しており、自治体の財政力の違いにより格差が生じることが見込まれることから、国の責任において全国一律で必要な措置を講じるよう、引き続き、さまざまな機会を通じて要望してまいります。

県立高校の空調設備については、近年、猛暑日など気温の高い日が続く中、生徒が健康的かつ快適に教育を受ける環境を確保するため、日常の学校生活の中心となる普通教室において、PTA 等が設置した空調を県に移管し、今後の更新及び光熱費を公費負担します。

スクールバスの廃止等に伴う影響への対応については、県立高校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、通学費を理由に生徒が希望する学びを諦めることがないように、高額な通学費を負担している生徒などに対して支援を行うとともに、地域公共交通に関する協議の場などを通じて関係者と地域住民の交通手段の確保について、引き続き連携を図ってまいります。

《総務福利課，高校教育課，保健体育課，学校施設課》

- 3 鹿児島県特別支援学校教育環境改善推進協議会の検討事項だけでなく、希望する公立高校への特別支援教育支援員の配置、看護師の配置増、医療的ケア児の通学支援や特別支援学級の定員上限見直しなど、特別支援教育体制を確実に整えること。令和 4 年に国連から勧告があった“インクルーシブ教育の捉えなおし”も含めてシステムを構築し、「合理的配慮」の充実を図ること。

< 回答（申し入れ 24 ページ）教育委員会関係 3 >

県立高等学校への特別支援教育支援員の配置については、特別な支援が必要な生徒の在籍状況及び必要な支援の内容を把握する調査を行い、配置校を決定しているところであり、今後も適正配置に努めることとしています。

看護師については、安心安全な医療的ケアが実施できるように、医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍している特別支援学校に、対象の児童生徒数及び医療的ケアの行為数等を踏まえ、総合的に判断し配置を行っているところです。令和 6 年度の配置数は、12 校で 36 人となっており、今後も適切な配置に努めてまいります。

医療的ケアが必要であるために通学バスを利用できない医療的ケア児を対象に、令和 6 年度から鹿児島特別支援学校、鹿屋特別支援学校をモデル校として、看護師が同乗する福祉車両を活用した通学支援モデル事業を実施しているところです。この取組を通して、保護者の負担軽減を図るとともに、福祉車両を活用した通学支援の在り方について検討してまいります。

特別支援学級の編制標準の引下げについては、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、全国教育長協議会等を通じて、国に対し要望を行っているところです。

特別支援教育については、関係各法のほか、学習指導要領、国や本県の教育振興基本計画等に基づいて推進しており、今後も、合理的配慮が適切に提供されるとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導及び支援の充実が図られるよう努めてまいります。

《特別支援教育課，教職員課》

- 4 「通級指導」を必要とする児童生徒が増えているにも関わらず、指導を受けられない児童生徒や、指導を受けるための送迎の保護者負担など課題がある。巡回型通級指導教室開設のためのモデル事業を踏まえ、速やかに、必要な児童生徒が指導を受けられる体制を全市町村において整備すること。

<回答（申し入れ 24 ページ）教育委員会関係 4 >

令和 6 年度から令和 8 年度まで 3 年間の計画で開始した「巡回型通級指導教室開設のためのモデル事業」では、県内 3 地区において巡回型の通級による指導を行い、県内全域において巡回型の通級による指導を実施するための課題や改善案を検討しているところです。これらの課題や改善策を各市町村教育委員会に情報提供することで、各市町村教育委員会が、巡回型の通級による指導を主体的に取り組んでいけるよう促進してまいります。

《特別支援教育課》

- 5 高等教育への進学支援を充実させること。大学在学時奨学金返還支援基金事業や大学等入学時奨学金貸付事業の要件の緩和や定員増、また県独自で奨学金の利子を補填するなど支援メニューの充実を図ること。

<回答（申し入れ 24 ページ）教育委員会関係 5 >

大学在学時奨学金返還支援基金事業については、令和 7 年度で募集が終了することから、令和 8 年度以降の事業の在り方については、市町村や地元産業界などの関係団体に意見等を聞きながら検討していくこととしています。

また、大学等入学時奨学金貸付事業については、奨学金の貸与時期を入学前に変更し、支援が必要な時期に貸与を行うよう改善することとしています。

《総務福利課》

- 6 子どもの自死や貧困・虐待、いじめ、不登校や行き渋りといった子どもたちが抱える問題に対応し、学校に行けない子ども達へのアウトリーチも必要である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについてはさらに配置を充実させ、関係機関との連携を強化すること。

<回答（申し入れ 24 ページ）教育委員会関係 6 >

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣については、派遣回数を拡充するなど相談体制の充実を図っているところです。

スクールカウンセラーについて、小学校及び特別支援学校に年 6 回、中学校に年 12 回、高等学校に年 20 回派遣し、特に重点的に対応が必要な学校については、年 35 回程度派遣しております。

スクールソーシャルワーカーについて、令和 6 年度は 41 市町村で延べ 100 人配置されております。県教委では県立学校やスクールソーシャルワーカーを配置していない市町村の児童生徒への支援等を行うために、広域スクールソーシャルワーカーを 3 人配置しております。

児童生徒一人一人の状況に応じた適切な支援が行えるよう、教育相談体制の充実のための取組を引き続き推進してまいります。

《高校教育課，義務教育課，特別支援教育課》

- 7 不登校や親が就労しているなど児童生徒の居場所の整備と学びの保障は急務である。校内スペシャルサポートルームの整備や放課後児童クラブへの運営支援、フリースクール等との連携、訪問学習支援やオンライン授業の配信など、体制を整備すること。

<回答（申し入れ 24 ページ）教育委員会関係 7 >

不登校児童生徒への支援について、県教委では、「教育機会の確保に関する意見交換会」を開催し、学識経験者やフリースクール、関係機関等による意見交換を行い、効果的な事例や課題を共有するなどして、不登校児童生徒の居場所や学びの場が充実するよう努めているところです。

校内スペシャルサポートルーム（校内教育支援センター）について、現在、教諭や加配教諭、国の事業や市町村独自の事業で確保した支援員等が、個のニーズに応じた学習支援や相談への対応を行っているところです。県教委としては、国の事業の状況も注視しながら校内スペシャルサポートルームの設置が進むよう、市町村教育委員会に促してまいります。

放課後児童クラブについては、市町村に対して国の交付金を活用して運営費の支援を行っているまいります。

自宅等での ICT を活用した学習支援について、学校及び市町村教育委員会に活用が進む取組事例を周知するなど、ICT を活用した学習支援を促してまいります。

今後とも、個々の状況に応じた支援を充実させるため、医療・福祉等の関係部局と連携し、各課題に取り組んでまいります。

《高校教育課，義務教育課，子育て支援課》

- 8 学校における子どもの権利を保障すること。すべての教育施策については、子どもの権利条約やこども基本法の理念を踏まえたものが検証した上で実施すること。

<回答（申し入れ 24 ページ）教育委員会関係 8 >

子どもの権利を保障した教育施策の推進については、「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」を踏まえ、児童生徒が安心して学べる学習環境づくりなど、児童生徒の権利利益の擁護を図り、その最善の利益を実現できるよう取り組んでまいります。

《人権同和教育課》

- 9 高等学校においても生徒一人1台のタブレットを全額県費で配備すること。また、高等学校の教職員の負担軽減を図るため、各高等学校及び各特別支援学校にICT支援員を配置すること。

<回答（申し入れ25ページ）教育委員会関係9>

高等学校の学習は、義務教育段階に比べ、より発展拡充した内容となっており、また学科等によって専門性もそれぞれ異なることから、県教委では、自分の興味・関心のある分野を自分のペースで学ぶためには、高校生が学科の特性や自分に合った端末を自分で選択し、自ら適切に管理し、学校や家庭で利用することが望ましいと考えています。

このような考え方に基づき、県教委においては、令和4年度時点で既に国の交付金等を活用して整備していた学習者用端末を1年生に貸与し、2年生以降は学科や生徒自身の状況等に応じた個人所有の端末の使用を原則としたところです。

その上で、2年生以降でも、購入が困難な生徒など端末の貸与を希望する生徒については、県整備の端末を貸与することとしています。

また、端末の購入に当たっては、複数のモデルを示しつつ、その中から廉価に購入できる仕組みを各学校に提示するなど、引き続き保護者負担の軽減が図られるよう努めてまいります。

ICT支援員については、各高等学校に対しては、離島の学校には1校6時間程度で年間9回程度、離島以外の学校には1校3時間程度で年間18回程度派遣し、特別支援学校には1校6時間程度で年間9回程度の派遣を行っているところです。学校が必要とする支援を確認しながら、引き続き必要な支援に取り組んでまいります。

《高校教育課,特別支援教育課》

警察本部関係

- 1 犯罪認知件数の増加が著しい。犯罪は複雑化・多様化しており、対応できる人材の質的・量的確保に努めること。同時に、近年女性職員が急増していることも踏まえて、働きやすい職場環境の整備に努めること。ハラスメント対策について防止とともに事後対策（被害者への寄り添い、再発防止など）に取り組むこと。女性幹部の登用については数値目標を定めるなど積極的な取組みを進めること。

<回答（申し入れ26ページ）警察本部関係1>

人材の量的確保については、開発促進協議会等を通じた地方警察官の増員要望を継続的に行い、平成14年以降293人の警察官を増員するなどしており、今後とも人材の確保・育成に努めてまいります。

人材の質的確保については、採用試験において語学等の有資格者を対象とした資格加点制度の導入や情報技術人材の確保を目的としたサイバー区分試験の実施等に取り組んでいるほか、新たな形態の犯罪に的確に対処するため、専門的捜査員の育成強化に努めているところです。引き続き、複雑化・多様化する犯罪に対応できる人材の確保・育成に努めてまいります。

働きやすい職場環境の整備については、女性職員用の仮眠室やシャワー室の整備などハード面の整備とともに、女性職員のスキルアップのための教養・研修の実施や、女性職員セミナーの開催など、女性職員の働きやすい職場環境の構築に努めてまいります。

ハラスメント対策については、各種教養・研修を通して未然防止対策を図るとともに、相談受理後の被害職員のケア及び加害職員への厳格な指導・再発防止に取り組んでまいります。

女性幹部の登用については、警察組織では昇任試験に合格する必要があることを前提とした上で、女性職員のキャリア形成への意識付けを行うなど、その能力を発揮できる職場づくりを推進し、幹部登用や多様な分野での活躍促進に努めてまいります。

《警務課》

- 2 特殊詐欺は令和5年の被害額が令和3年の1.4倍になるなど深刻である。いわゆる闇バイト問題には若者の貧困対策が必要だが、安易に手を染めることのないよう啓発活動に力を入れること。また、このような事案に巻き込まれた際に相談がしやすい体制を構築すること。背後には暴力団の組織的な関与もあるとされる。薬物事案とあわせ、組織犯罪対策を推進すること。

<回答（申し入れ26ページ）警察本部関係2>

うそ電話詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺対策については、部門横断的な体制を構築し、捜査と抑止を含む総合的な対策を推進してまいります。

また、犯罪に加担させないための広報啓発や薬物密売等を敢行する匿名・流動型犯罪グループ等の実態解明及び取締りを推進してまいります。

《生活安全企画課、組織犯罪対策課》

- 3 児童虐待やストーカー・DVや性暴力等の事案については、質的・量的な相談体制を整備すること。各種関係機関との連携強化に取り組むこと。相談者・被害者に寄り添った対応をすること。

<回答（申し入れ26ページ）警察本部関係3>

児童虐待やストーカー・DV事案等については、職員に対する指導・教養の徹底や関係機関等との連携を強化した上で、被害者等の心情に寄り添い、かつ、被害者等の安全確保を最優先とした対応を行ってまいります。

《人身安全・少年課》

- 4 事件の捜査においては、供述に頼らない捜査技術の向上を図ること。長時間の取

調べの原則禁止など「取調べの適正化」を遵守し被疑者の人権に配慮した取調べを徹底すること。「取調べの可視化」を適切に運用し、県としても可視化の対象を拡大するよう努力すること。

<回答（申し入れ 26 ページ）警察本部関係 4 >

事件捜査については，緻密かつ適正な捜査に努め，人権に配慮した適切な取調べを徹底してまいります。

また，取調べの録音・録画制度の趣旨を踏まえた適正かつ効果的な取調べを推進してまいります。

《刑事企画課》

- 5 交通の円滑化や事故防止のために、地域からの要望が強い横断歩道及び信号機の新設、ゾーン30など通学路の交通安全施設の整備促進を図ること。とりわけ、既存の横断歩道が摩耗するなどして視認性が悪化している白線が多く見受けられることから、維持管理及び補修には万全を期すこと。

<回答（申し入れ 26 ページ）警察本部関係 5 >

横断歩道等の交通規制の実施や信号機の設置については，地域の要望や交通環境に応じ，道路管理者等と連携を密にして，適正な整備が図られるよう努めてまいります。

また，横断歩道等の道路標示の補修について，令和7年度から5か年で集中的に取り組み，更なる交通事故抑止対策を推進してまいります。

《交通規制課》

- 6 犯罪被害者等支援について、見舞金・貸付金制度の導入の検討をすること。犯罪被害者支援センターについて、ボランティア支援活動員への手当、センターの人員確保，カウンセリングの充実、子どもの犯罪被害者についてのプレイセラピーの導入の検討など予算を拡充すること。

<回答（申し入れ 26 ページ）警察本部関係 6 >

犯罪被害者等支援については，県警察において公益社団法人がごしま犯罪被害者支援センターに業務を委託しており，相互に連携しながら充実した支援活動を継続するため，引き続き業務委託費の予算措置を継続するほか，同センターの自助努力による財源の確保促進，関係機関・団体等に対する財政面の支援の呼びかけなど，財政面での援助に努めてまいります。

見舞金・貸付金制度の導入については，引き続き，県犯罪被害者等支援条例及び県犯罪被害者等支援計画に基づく関係施策の充実を図るとともに，国の動向や他県の状況等を踏まえながら，その必要性について研究してまいります。

《くらし共生協働課，総務課》

- 7 外国人観光客や外国人労働者等の事故や様々なトラブルに適切に対応するため、外国語対応や文化などに配慮した体制の整備を行うこと。

<回答（申し入れ 26 ページ）警察本部関係 7 >

語学研修等の充実強化については，警察学校の授業や，語学専門学校講師等による委託教養及び他県警実施の言語別語学研修への参加，警察大学校国際警察センターにおける語学研修課程への入所等により，警察職員の外国語能力の向上，部内通訳人の養成を図り，外国人観光客等に係る事案への円滑な対応に努めてまいります。

《警務課》

- 8 高齢者講習制度の法改正に応じた県民周知に努めること。また、自動車学校や教習所が少なく繁忙期（年末から年度末）には高齢者講習の予約が困難となる地域がある。県警での受入を強化するなど、予約がスムーズにできるよう対応すること。

<回答（申し入れ２６ページ）警察本部関係８>

法改正後の高齢者講習制度の周知については、マスメディアや広報紙等を活用した県民に分かりやすい広報を今後も積極的に推進してまいります。

また、高齢者講習の予約困難な地域における対策については、教習所へ受講枠の確保を要請しているほか、受講待ち状況次第では、交通安全教育センターでの受講枠の拡大及び予約困難地域への出張講習の実施を行うことを予定しており、引き続き受講しやすい体制づくりに努めてまいります。

《免許管理課》

- 9 この間、警察職員による不祥事が続き、令和６年８月２日に「鹿児島県警において発生した一連の非違事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止対策について」が示された。しかし、個別の非違事案に係る原因分析が不十分である。加えて、10月31日に不適切な処理として処分の発表があった、被害者への相談対応や事件処理の防止策、警察職員による不祥事が生じた際の迅速な対応策が不十分であることから、本会議と総務警察委員会での指摘を踏まえてあらためて精査し、改訂版を早期に示すこと。

また、再発防止の取組みの進捗状況について県議会から照会がある際は、すみやかに情報提供に努めること。

<回答（申し入れ２７ページ）警察本部関係９>

県警察では、一連の非違事案の原因分析を行うとともに、県警察に対する組織内外からの声を踏まえながら、県警察の足らざる点を抽出した上で再発防止対策を取りまとめたところです。

着実に再発防止対策を実施するとともに、各種施策の進捗管理と不断の見直し・改善を行ってまいります。

再発防止対策の進捗状況については、県議会常任委員会で逐次報告するとともに、県警察ホームページにおいて公表してまいります。

《監察課》

- 10 鹿児島県警の情報公開の取組みが、他府県にとっての先進事例となるよう推進すること。

<回答（申し入れ２７ページ）警察本部関係１０>

情報公開の取組については、警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、これまで一定の基準に従い、県警ホームページにおいて県警察の施策を示す訓令・通達等の公表を行っておりますが、情報公開の更なる推進を図るべく、公表内容の見直しを行ってまいります。

《総務課》

- 11 道路交通法の改正により、自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」の罰則が強化され、また、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象とされたことを踏まえ、同改正内容の普及啓発について、適切に予算化すること。

<回答（申し入れ２７ページ）警察本部関係１１>

道路交通法の改正内容については、広く県民に周知するため、県警察ホームページやSNS、テレビ、ラジオ等あらゆる媒体を活用した広報活動のほか、街頭キャンペーンや交通安全教室等により積極的に周知を図ってまいります。

《交通企画課》

